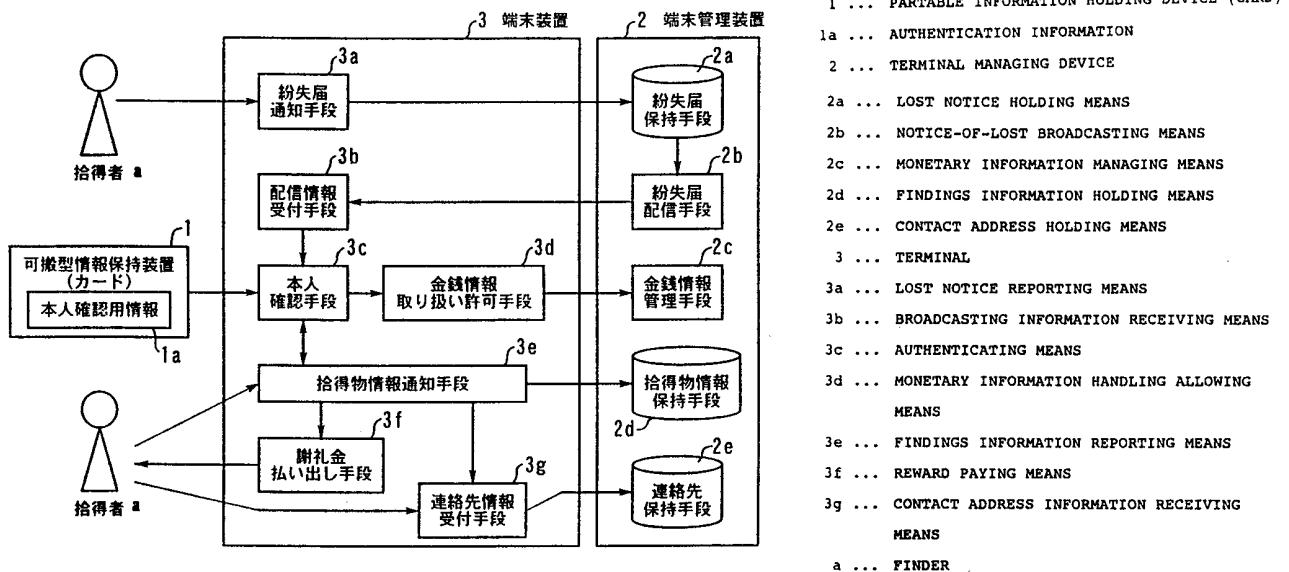




<p>(51) 国際特許分類6 G06F 19/00 // 157:00</p>	<p>A1</p>	<p>(11) 国際公開番号 WO99/46713</p> <p>(43) 国際公開日 1999年9月16日(16.09.99)</p>
<p>(21) 国際出願番号 PCT/JP99/00280</p> <p>(22) 国際出願日 1999年1月22日(22.01.99)</p> <p>(30) 優先権データ 特願平10/62743 1998年3月13日(13.03.98) JP</p> <p>(71) 出願人 (米国を除くすべての指定国について) 富士通株式会社(FUJITSU LIMITED)[JP/JP] 〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 Kanagawa, (JP) 株式会社 さくら銀行 (THE SAKURA BANK, LIMITED)[JP/JP] 〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 Tokyo, (JP)</p> <p>(72) 発明者; および (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ) 森 信行(MORI, Nobuyuki)[JP/JP] 宮坂道弘(MIYASAKA, Michihiro)[JP/JP] 〒211-8588 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内 Kanagawa, (JP) 沖 雅直(OKI, Masanao)[JP/JP] 〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社 さくら銀行内 Tokyo, (JP)</p>	<p>(74) 代理人 弁理士 服部毅巖(HATTORI, Kiyoshi) 〒192-0082 東京都八王子市東町9番8号 八王子東邦生命ビル 服部特許事務所 Tokyo, (JP)</p> <p>(81) 指定国 SG, US, 欧州特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE)</p> <p>添付公開書類 国際調査報告書</p>	

(54) Title: MONETARY INFORMATION MANAGING SYSTEM, PORTABLE INFORMATION HOLDING DEVICE, TERMINAL, AND TERMINAL MANAGING DEVICE

(54) 発明の名称 金銭情報管理システム、可搬型情報保持装置、端末装置及び端末管理装置



(57) Abstract

A monetary information managing system where the rate at which notices of losing a card are submitted is high. In the system, a portable information holding device (1) containing authentication information (1a) is used to manage monetary information. An authenticating means (3c) judges whether or not the person having the portable information holding device (1) is exactly its owner. A monetary information handling allowing means (3d) allows, if the person is the owner, the handling of the monetary information by the owner. A findings information reporting means (3e) recovers and keeps, on receiving a portable information holding device (1) regarded as a finding, the device (1) as a finding.

(57)要約

紛失カードの届け出率の高い金銭情報管理システムを提供すること。本発明の金銭情報管理システムでは、本人確認用情報(1 a)を含んだ可搬型情報保持装置(1)を利用して金銭情報を管理するにあたって、本人確認手段(3 c)が、可搬型情報保持装置(1)の所有者が本人であるか否かを判断する。また、金銭情報取り扱い許可手段(3 d)は、可搬型情報保持装置(1)の所有者が本人であると判断した場合に、所有者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する。そして拾得物情報通知手段(3 e)は、可搬型情報保持装置(1)を拾得物指定とともに受け付けると、可搬型情報保持装置(1)を拾得物として回収、保持する。

PCTに基づいて公開される国際出願のパンフレット第一頁に掲載されたPCT加盟国を同定するために使用されるコード(参考情報)

AE	アラブ首長国連邦	DM	ドミニカ	KZ	カザフスタン	SD	スーダン
AL	アルバニア	EE	エストニア	LC	セントルシア	SE	スウェーデン
AM	アルメニア	ES	スペイン	LI	リヒテンシュタイン	SG	シンガポール
AT	オーストリア	FI	フィンランド	LK	スリ・ランカ	SI	スロヴェニア
AU	オーストラリア	FR	フランス	LR	リベリア	SK	スロヴァキア
AZ	アゼルバイジャン	GA	ガボン	LS	レソト	SL	シエラ・レオネ
BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	GB	英国	LT	リトアニア	SN	セネガル
BB	バルバドス	GD	グレナダ	LU	ルクセンブルグ	SZ	スワジランド
BE	ベルギー	GE	グルジア	LV	ラトヴィア	TD	チャード
BG	ブルガリア	GH	ガーナ	MC	モナコ	TG	トーゴ
BJ	ベナン	GM	ガンビア	MD	モルドヴァ	TJ	タジキスタン
BR	ブラジル	GN	ギニア	MG	マダガスカル	TZ	タンザニア
BY	ベラルーシ	GW	ギニア・ビサオ	MK	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	TM	トルクメニスタン
CA	カナダ	GR	ギリシャ			TR	トルコ
CF	中央アフリカ	HR	クロアチア	ML	マリ	TT	トリニダード・トバゴ
CG	コンゴ	HU	ハンガリー	MN	モンゴル	UA	ウクライナ
CH	スイス	ID	インドネシア	MR	モーリタニア	UG	ウガンダ
CI	コートジボアール	IE	アイルランド	MW	マラウイ	US	米国
CM	カメルーン	IL	イスラエル	MX	メキシコ	UZ	ウズベキスタン
CN	中国	IN	インド	NE	ニジェール	VN	ヴェトナム
CR	コスタ・リカ	IS	アイスランド	NL	オランダ	YU	ユーゴスラビア
CU	キューバ	IT	イタリア	NO	ノルウェー	ZA	南アフリカ共和国
CY	キプロス	JP	日本	NZ	ニュー・ジーランド	ZW	ジンバブエ
CZ	チェッコ	KE	ケニア				
DE	ドイツ	KG	キルギスタン	PL	ポーランド		
DK	デンマーク	KP	北朝鮮	PT	ポルトガル		
		KR	韓国	RO	ルーマニア		
				RU	ロシア		

明 細 書

金銭情報管理システム、可搬型情報保持装置、端末装置及び
端末管理装置

5

技術分野

本発明は金銭情報管理システム、可搬型情報保持装置、端末
装置、端末管理装置及び金銭情報管理プログラムを記録した記
録媒体に関し、特に本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装
10 置を利用して金銭情報を管理する金銭情報管理システム、本人
確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える
可搬型情報保持装置、端末管理装置に接続され、本人確認用情
報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を取り扱う
端末装置、本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱
15 い許可を与える可搬型情報保持装置を利用して、接続された端
末装置を管理する端末管理装置及び本人確認用情報を含み、保
持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を
利用した金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体に関する。

20 背景技術

一般に、本人確認が必要な、クレジットカードや電子マネー
カード等の金銭に代わるカードや各種金融機関発行のカード、
電子財布等（以下、これらをまとめてカードと呼ぶ）を紛失し
た場合、発行元の金融機関の窓口届け出るように指示される。
25 このような届け出を受け付けるカード発行元の窓口等の営業時
間には限りがあり、営業時間外に届け出をしようとしても、受

け付けられない。

一方、紛失者には、紛失届を出して発行元にカードの再発行を依頼した場合には時間や労力がかかってしまうため、なるべく元のカードを使用したいという要望がある。

- 5 しかし、拾得者にとって拾得物の届け出は切実な問題ではないこともあり、拾得カードの届け出率は高くないという問題点があった。

発明の開示

- 10 本発明はこのような点に鑑みてなされたものであり、紛失カードに対する他人の不正使用を防止するとともに、紛失カードの届け出率の高い金銭情報管理システムを提供することを目的とする。

- 15 また、他の目的は、紛失カードに対する他人の不正使用を防止するとともに、紛失しても届け出率の高いカード（可搬型情報保持装置）を提供することである。

さらに他の目的は、紛失カードに対する他人の不正使用を防止するとともに、紛失カードの届け出率の高い端末装置を提供することである。

- 20 また、他の目的は、紛失カードに対する他人の不正使用を防止するとともに、紛失カードの届け出率の高い端末管理装置を提供することである。

- 25 さらに他の目的は、コンピュータを機能させて、紛失カードに対する他人の不正使用を防止するとともに、紛失カードの届け出率の高い金銭情報管理システムを実現する金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体を提供することである。

本発明では上記課題を解決するために、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理する金銭情報管理システムにおいて、前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合に、前記保持者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段と、前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、前記可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する拾得物保持手段と、を有することを特徴とする金銭情報管理システムが提供される。

このような金銭情報管理システムでは、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理するにあたって、本人確認手段が、可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する。また、金銭情報取り扱い許可手段は、可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合に、保持者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する。そして拾得物保持手段は、可搬型情報保持装置を拾得部指定とともに受け付けると、その可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する。

このように、本発明の金銭情報管理システムでは、拾得物指定とともに受け付けた可搬型情報保持装置（カード）を回収することができるので、拾得者は営業時間内に窓口へ行かなくとも拾得したカードを届け出ることができ、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

また、本発明では上記課題を解決するために、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理する

金銭情報管理システムにおいて、前記可搬型情報保持装置の紛失届を受け付け、保持する紛失届受付手段と、前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を前記紛失届と照合するとともに前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には前記可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には前記保持者に金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段と、を有することを特徴とする金銭情報管理システムが提供される。

このような金銭情報管理システムでは、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理するにあたって、紛失届受付手段が可搬型情報保持装置の紛失届を受け付け、保持する。また、本人確認手段が可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を前記紛失届と照合するとともに前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する。そして金銭情報取り扱い許可手段は、前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には前記可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には前記保持者に金銭情報の取り扱いを許可する。

このように、本発明の金銭情報管理システムでは、可搬型情報保持装置（カード）の紛失届を受け付け、保持して、カードの本人確認をする際に紛失届との照合を行い、紛失届と一致し

た場合には、そのカードによる金銭情報の取り扱いを禁止するので、拾得者が拾得したカードを利用して金銭情報を取り扱うことを防止でき、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

- 5 さらに、本発明では上記課題を解決するために、本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置において、前記可搬型情報保持装置を拾得物として届け出た拾得者に謝礼金を支払うための謝礼情報を保持することを特徴とする可搬型情報保持装置が提供される。
- 10 このような可搬型情報保持装置では、本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与えるが、この可搬型情報保持装置を拾得物として届け出た拾得者に謝礼金を支払うための謝礼情報を保持する。

このように、本発明の可搬型情報保持装置（カード）は、拾
15 得物として届け出された場合に拾得者に支払うための謝礼情報を保持するので、紛失カードに対する他人の不正使用を防止できるとともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

また、本発明では上記課題を解決するために、端末管理装置に接続され、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用
20 して金銭情報を取り扱う端末装置において、前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置の所有者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、前記可搬型情報保持装置の所有者が本人であると判断した場合に、前記保持者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段
25 と、前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報を含む

拾得物情報を生成し、前記端末管理装置に前記拾得物情報を通知する拾得物情報通知手段と、前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、前記可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する拾得物保持手段と、を有することを特徴とする端末装置が提供される。

このような、端末管理装置に接続された端末装置では、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を取り扱うにあたって、本人確認手段が可搬型情報保持装置を受け付け、受け付けた可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する。また、金銭情報取り扱い許可手段は、可搬型情報所持装置の保持者が本人であると判断した場合に、その可搬型情報保持装置の所有者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する。拾得物通知情報通知手段は、可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、その可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報を含む拾得物情報を生成し、端末管理装置にその拾得物情報を通知する。そして拾得物保持手段は、可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する。

このように、端末管理装置に接続された本発明の端末装置では、拾得物指定とともに受け付けた可搬型情報保持装置（カード）を受け付けると、そのカードに含まれた本人確認用情報を含む拾得物情報を生成して端末管理装置に通知した上で、そのカードを拾得物として回収、保持するので、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

さらに、本発明では上記課題を解決するために、端末管理装置に接続され、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を

利用して金銭情報を取り扱う端末装置において、前記可搬型情報保持装置の紛失届を受け付けた場合に前記紛失届を前記端末管理装置に通知する紛失届通知手段と、前記端末管理装置から配信される前記紛失届を受け付け、保持する配信情報受付手段と、前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を前記紛失届と照合するとともに前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には前記可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には前記保持者に金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段と、を有することを特徴とする端末装置が提供される。

このような、端末管理装置に接続された端末装置では、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を取り扱うにあたって、紛失届通知手段が可搬型情報保持装置の紛失届を受け付けた場合に、その紛失届を端末管理装置に通知する。また、配信情報受付手段は、端末管理装置から配信される紛失届を受け付け、保持する。本人確認手段は、可搬型情報保持装置を受け付け、可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報を紛失届と照合するとともに、可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する。そして金銭情報取り扱い許可手段は、可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が紛失届と合致した場合には可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、その可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には、その保持者に金銭情報の取り扱い

を許可する。

このように、端末管理装置に接続された本発明の端末装置では、可搬型情報保持装置（カード）の紛失届を受け付けて端末管理装置に通知し、端末管理装置から配信される紛失届を保持し、受け付けたカードの本人確認をする際には紛失届と照合して、合致した場合に金銭情報の取り扱いを禁止するので、紛失カードに対する他人の不正使用を防止できるとともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

また、本発明では上記課題を解決するために、本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を利用して、接続された端末装置を管理する端末管理装置において、前記端末装置から、前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を含む拾得物情報の通知を受け付けると、前記拾得物情報を保持する拾得物情報保持手段を有することを特徴とする端末管理装置が提供される。

このような端末管理装置では、本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を利用して、接続された端末装置を管理するにあたって、拾得物情報保持手段が、端末装置から可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報を含む拾得物情報の通知を受け取ると、拾得物情報を保持する。

このように、本発明の端末管理装置では、端末装置から通知される可搬型情報保持装置（カード）の取得物情報を保持することができるので、取得者はカードを拾得物として届け出る際、利用時間の長い端末装置を利用することができ、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

さらに、本発明では上記課題を解決するために、本人確認用
情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型
情報保持装置を利用して、接続された端末装置を管理する端末
管理装置において、前記端末装置から、前記可搬型情報保持装
5 置の紛失届の通知を受け付け、前記紛失届を保持する紛失届保
持手段と、前記紛失届を、接続された全ての前記端末装置に配
信する紛失届配信手段と、を有することを特徴とする端末管理
装置が提供される。

このような端末管理装置では、本人確認用情報を含み、保持
10 者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を利
用して、接続された端末装置を管理する端末管理装置において、
紛失届保持手段が、端末装置から可搬型情報保持装置の紛失届
の通知を受け付け、保持する。また、紛失届配信手段が、紛失
届を、接続された全ての端末装置に配信する。

15 このように、本発明の端末管理装置では、紛失届を全ての端
末装置に配信し、各端末装置はこれを受け付けるので、紛失カ
ードに対する他人の不正使用を防止できるとともに、紛失カー
ドの届け出率を高くすることができる。

また、本発明では上記課題を解決するために、本人確認用情
20 報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情
報保持装置を利用した金銭情報管理プログラムを記録した記録
媒体において、コンピュータを、前記可搬型情報保持装置を受
け付け、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否か
を判断する本人確認手段、前記可搬型情報保持装置の保持者が
25 本人であると判断した場合に、前記保持者に対し、金銭情報の
取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段、前記可搬型情

報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、前記可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する拾得物保持手段、として機能させることを特徴とする金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体が提供される。

- 5 このような、本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を利用した金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体では、コンピュータを、可搬型情報保持装置を受け付け、可搬型情報保持装置の所有者が本人であるか否かを判断する本人確認手段として機能させる。また、
- 10 コンピュータを、可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合に、所有者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段として機能させる。さらに、コンピュータを、可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する
- 15 拾得物保持手段として機能させる。

- このように、本発明の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体では、コンピュータを、拾得物指定とともに受け付けた可搬型情報保持装置（カード）を回収するように機能させるので、拾得者は営業時間内に窓口へ行かなくとも拾得したカード
- 20 を届け出ることができ、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

- さらに、本発明では上記課題を解決するために、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理する金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体において、コン
- 25 ピュータを、前記可搬型情報保持装置の紛失届を受け付け、保持する紛失届受付手段、前記可搬型情報保持装置を受け付け、

前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を前記紛失届と照合するとともに前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段、前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には前記可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には前記保持者に金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段、として機能させることを特徴とする金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体が提供される。

10 このような、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理する金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体では、コンピュータを、可搬型情報保持装置の紛失届を受け付け、保持する紛失届受付手段として機能させる。また、可搬型情報保持装置を受け付け、可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報を紛失届と照合するとともに可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段として機能させる。さらに、コンピュータを、可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が紛失届と合致した場合には可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、可搬型
15 情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には保持者に金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段として機能させる。

このように、本発明の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体では、コンピュータを、可搬型情報保持装置（カード）
25 の紛失届を受け付け、保持して、カードの本人確認をする際に紛失届との照合を行い、紛失届と一致した場合には、そのカー

ドによる金銭情報の取り扱いを禁止するので、紛失カードに対する不正使用を防止できるとともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

5 図面の簡単な説明

図 1 は本発明の金銭情報管理システムの原理構成を示した図である。

図 2 は図 1 に示した金銭情報管理システムを金融機関に適用した場合の全体構成図である。

10 図 3 は図 1 に示した金銭情報管理システムを、電子財布装置を主眼にして適用した場合の全体構成図である。

図 4 は本発明の金銭情報管理システムにおいて利用されるカードのうち、磁気ストライプを持つカードの保持する情報について説明する図である。

15 図 5 は図 4 に示した不正使用防止情報に含まれた情報のうち、管理ステータスの含む情報を説明するための図である。

図 6 は本発明の金銭情報管理システムにおいて利用されるカードのうち、ICメモリを持つカードの保持する情報について説明する図である。

20 図 7 は図 6 に示した不正使用防止情報に含まれた情報のうち、管理ステータスの含む情報を説明するための図である。

図 8 は A T M におけるメイン処理の手順を説明するためのフローチャートである。

25 図 9 は A T M におけるカード紛失処理の手順を示すフローチャート（上半分）である。

図 10 は A T M におけるカード紛失処理の手順を示すフロー

チャート（下半分）である。

図 1 1 は金融機関処理装置における紛失届チェックの手順を示すフローチャート（上半分）である。

5 図 1 2 は金融機関処理装置における紛失届チェックの手順を示すフローチャート（下半分）である。

図 1 3 は金融機関処理装置における金銭情報取引処理の手順を示すフローチャート（上半分）である。

図 1 4 は金融機関処理装置における金銭情報取引処理の手順を示すフローチャート（下半分）である。

10 図 1 5 は A T M における不正使用カード回収処理の手順を説明するフローチャートである。

図 1 6 は A T M における拾得物対応処理の手順を示すフローチャートである。

15 図 1 7 は金融機関処理装置における拾得物チェックの手順を示すフローチャートである。

発明を実施するための最良の形態

以下、本発明の実施の形態を図面を参照して説明する。

20 図 1 は、本発明の金銭情報管理システムの原理構成を示した図である。

ここで、本発明の金銭情報管理システムは、本人確認用情報 1 a を含んだ可搬型情報保持装置 1 を利用して、端末管理装置 2 及び端末装置 3、4、5・・・にて顧客の金銭情報を管理する。

25 なお、可搬型情報保持装置 1（以降、カードと呼ぶ）には、金融機関カードのほか、本人確認用情報の含まれたクレジット

カード、電子マネーカード、金銭情報を格納した電子財布装置等が該当する。

端末管理装置 2 は、紛失届保持手段 2 a、紛失届配信手段 2 b、金銭情報管理手段 2 c、拾得物情報保持手段 2 d、連絡先保持手段 2 e を有している。

紛失届保持手段 2 a は、顧客（紛失者）から、後述する端末装置 3、4、5・・・を介して通知される紛失届を保持する。また、紛失届配信手段 2 b は、この紛失届保持手段 2 a に保持される情報が更新される度に、紛失届保持手段 2 a に保持されている紛失届を、接続されている全ての端末装置 3、4、5・・・に配信する。

金銭情報管理手段 2 c は顧客の金銭情報を管理しており、カード 1 を持った顧客が端末装置 3、4、5・・・を介した金銭情報の取り扱いに対応する。

拾得物情報保持手段 2 d は、拾得者から、後述する端末装置 3、4、5・・・を介して届け出された拾得物に関する情報である、拾得物情報を保持する。また、連絡先保持手段 2 e は、拾得者が入力した連絡先情報を、拾得物情報と関連付けて保持する。

また、端末装置 3 は、紛失届通知手段 3 a、配信情報受付手段 3 b、本人確認手段 3 c、金銭情報取り扱い許可手段 3 d、拾得物情報通知手段 3 e、謝礼金払い出し手段 3 f、連絡先情報受付手段 3 g を有している。なお、端末装置 3、4、5・・・は同一構成であるので、図 1 には端末装置 3 のみを記載し、他は省略する。

紛失届通知手段 3 a は、顧客（紛失者）から受け付ける、力

ードの紛失届を端末管理装置 2 に通知する。また、配信情報受付手段 3 b は、端末管理装置 2 から配信される紛失届を受け付け、その情報を保持する。

5 本人確認手段 3 c は、カード 1 を受け付け、その保持者が本人であるか否かを判断する。また、この際、配信情報受付手段 3 b に保持された紛失届と、受け付けたカード 1 に含まれた本人確認用情報 1 a とを照合し、その結果を金銭情報取り扱い許可手段 3 d に出力する。

10 金銭情報取り扱い許可手段 3 d は本人確認手段 3 c の判断結果及び照合結果から、保持者が本人であると判断されれば、金銭情報の取り扱いを許可する。しかし、保持者が本人でないと判断された場合や、カード 1 に対して紛失届が出されていた場合には、このカード 1 を利用した金銭情報の取り扱いを禁止する。

15 拾得物情報通知手段 3 e は、拾得者から、拾得物指定とともにカード 1 を受け付けた場合に、カード 1 に含まれる本人確認用情報を含んだ拾得物情報を生成して、これを端末管理装置 2 に通知する。また、このカード 1 に拾得者に対する謝礼金支払いのための謝礼情報が含まれているか否かを判断する。そして、
20 含まれていれば、その謝礼情報を謝礼金払い出し手段 3 f に通知し、含まれていなければ、連絡先情報受付手段 3 g に、拾得者の連絡先情報を受け付けるよう指示する。

謝礼金払い出し手段 3 f は、拾得物情報通知手段 3 e から謝礼情報を通知されると、拾得者に謝礼金を支払う。また、連絡
25 先情報受付手段 3 g は、拾得物情報通知手段 3 e からの指示を受け、拾得者の連絡先情報を受け付ける。なお、受け付けた連

絡先情報は、端末管理装置 2 に通知する。

次に、図 1 に示した金銭情報管理システムの実施例について説明する。

図 2 は、図 1 に示した金銭情報管理システムを金融機関に適用した場合の全体構成図である。

各金融機関の持つ金融機関処理装置 1 1、1 2・・・は、金融機関ネットワーク 1 0 に接続されており、相互に通信可能である。

ここで、金融機関処理装置 1 1 には、その金融機関の顧客の口座を管理する口座管理 D B（データベース）1 1 a と、その金融機関が顧客に対して発行したカードを管理するカード管理 D B 1 1 b と、その金融機関が顧客に対し電子財布を管理する電子財布管理 D B 1 1 c と、その金融機関処理装置 1 1 にオンライン接続されている端末機を管理する端末機管理 D B 1 1 d とが保持されている。なお、金融機関処理装置 1 2 には、同様に口座管理 D B 1 2 a と、カード管理 D B 1 2 b と、電子財布管理 D B 1 2 c と、端末機管理 D B 1 2 d とが保持されている。

また、各金融機関処理装置 1 1、1 2・・・には、複数の端末機がオンライン接続されるが、ここでは A T M 2 1、2 2 のみを図示して説明を行う。

A T M 2 1 は、紛失カードに関する情報を管理する紛失カード管理 D B 2 1 a を有している。この紛失カード管理 D B 2 1 a に保持される情報は金融機関処理装置 1 1 によって逐次更新されるため、常時新鮮に保たれる。

また、A T M 2 1 は、カード 2 1 c や電子財布 2 1 d を受け

付け、顧客の金銭情報の取り扱いを受け付ける。

A T M 2 2 も同様に、紛失カード管理 D B 2 2 a を有している。そして、顧客はこの A T M 2 1、2 2 . . . を介して、カードの紛失届を出したり、紛失カードが拾得されていないかどうか照会したりすることができる。また、カードを拾得した者は、拾得カードを届け出ることができる。

さらに、金融機関ネットワーク 1 0 には、公衆回線 3 0 が接続されている。そして顧客は、個人所有のパーソナルコンピュータ（以降、パソコンと記載する）3 1、3 2 . . . 等を、この公衆回線 3 0 に接続して、紛失カードが拾得されていないかどうかを照会することもできる。

次に、図 1 に示した金銭情報管理システムの第 2 の実施例について説明する。

図 3 は、図 1 に示した金銭情報管理システムを、電子財布装置を主眼にして適用した場合の全体構成図である。なお、図 2 に示した構成要素と同一の構成要素に関しては、同一の符号を付し、説明を省略する。

電子財布管理装置 4 0 が電子財布装置に関する管理を一手に引き受ける場合、この電子財布装置 4 0 は、金融機関ネットワーク 1 0 に接続され、電子財布装置を管理する電子財布管理 D B 4 0 a を有する。また、金融機関ネットワーク 1 0 に接続された全ての金融機関を管理する金融機関管理 D B 4 0 b と、端末 P O S を管理する端末 P O S 管理 D B 4 0 c とを有し、P O S 4 1 . . . と接続される。顧客は、P O S 4 1 . . . にて、紛失カードが拾得されていないかどうかを照会することができる。

次に、本発明の金銭情報管理システムにおいて利用される可搬型情報保持装置（カード）について説明する。

図 4 は、本発明の金銭情報管理システムにおいて利用されるカードのうち、磁気ストライプを持つカードの保持する情報について説明する図である。

磁気ストライプカード 50 の磁気ストライプには、図に示したように、様々な情報が保持される。ここで言う情報とは、すなわち、この磁気ストライプカード 50 を発行した金融機関及び営業店を示す金融機関コード 501 及び営業店コード 502、顧客の預金（口座）の種別を示す預金（口座）種別 503、顧客の口座番号 504、この磁気ストライプカード 50 の発行年月日 505、この磁気ストライプカード 50 の管理ステータスを示すカード管理ステータス 506・・・、この磁気ストライプカード 50 の不正使用を防止するための不正使用防止情報 510 を意味する。そして、不正使用防止情報 510 には、管理ステータス 511、本人確認リトライ回数 512、謝礼金額 513 などが含まれる。

図 5 は、図 4 に示した不正使用防止情報 510 に含まれた情報のうち、管理ステータス 511 の含む情報を説明するための図である。

管理ステータス 511 には、少なくとも、不正使用監視モード第 1 フラグ 511a、本人確認リトライモードフラグ 511b、不正使用監視モード第 2 フラグ 511c、謝礼金支払いモードフラグ 511d、カード回収管理モードフラグ 511e、謝礼金管理モードフラグ 511f が含まれる。

ここで、不正使用監視モード第 1 フラグ 511a は、カード

の作成時に設定されるフラグであって、値として0もしくは1を持つ。そして、このフラグは、値が0であった場合、不正使用のチェックを行わないことを意味する。また、このフラグは、値が1であった場合、不正使用のチェックを行うことを意味する。すなわち、利用の際には本人確認を行い、もし本人確認がNGであった場合には一定回数のリトライを許容し、それでも本人確認の結果がNGであった場合に、カードが不正使用されているとみなして、このカードを強制回収する。

本人確認リトライモードフラグ511bもまた、カード作成時に設定されるフラグであって、値として0もしくは1を持つ。このフラグは、不正使用監視モード第1フラグ511aが値として1を持っている場合にのみ有効であって、値が0であった場合、本人確認の際のリトライを、システム規定のリトライ回数に基づいて行うことを意味する。また、このフラグは、値が1であった場合、本人確認の際のリトライを、不正使用防止情報510に含まれる本人確認リトライ回数512の設定に基づいて行うことを意味する。

さらに、不正使用監視モード第2フラグ511cもカード作成時に設定されるフラグであって、値として0もしくは1を持つ。このフラグは、値が0であった場合、本来の保持者である顧客からの紛失届を受け付けた後に使用された場合に、取引はエラーにするが、強制回収は行わないことを意味する。また、このフラグは、値が1であった場合、本来の保持者である顧客からの紛失届を受け付けた後に使用された場合に、取引をエラーにし、強制回収することを意味する。

謝礼金支払いモードフラグ511dも、カード作成時に設定

されるフラグであって、値として0もしくは1を持つ。そしてこのフラグは、値が0であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、謝礼金の自動支払いを行わないことを意味する。また、このフラグは、値が1であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、謝礼金の自動支払いを行うことを意味する。

カード回収管理モードフラグ5 1 1 eは、カードが回収された時にATM 2 1、2 2・・・等の端末によって更新されるフラグであって、値として0 0、0 1、1 0、1 1のいずれかを持つ。このフラグは、値が0 0であった場合（初期状態）、このカードが通常の状態であって、使用可能であることを意味する。また、このフラグは、値が0 1であった場合、このカードが、このカードに関する紛失届が出された後に使用されそうになり、強制回収されたことを意味する。なお、値0 1は、不正使用監視モード第2フラグ5 1 1 cの値が1のときにのみ有効となる。

さらに、このフラグは、値が1 0であった場合、本人確認の際、リトライ回数を越えたために、強制回収されたことを意味する。なお、値1 0は、不正使用監視モード第1フラグ5 1 1 aの値が1のときにのみ有効となる。そしてこのフラグは、値が1 1であった場合、拾得物として届け出された後、回収されたことを意味する。

また、謝礼金管理モードフラグ5 1 1 fは、謝礼金支払いモードフラグ5 1 1 dが値1を持つカードが回収された時にATM 2 1、2 2・・・等によって更新されるフラグであって、値として0もしくは1を持つ。そしてこのフラグは、値が0であ

った場合、回収の際に謝礼金を支払っていないことを意味し、
値が1であった場合、回収の際に謝礼金を支払ったことを意味
する。

図4に戻って不正使用防止情報510についての説明を続け
ると、本人確認リトライ回数512は、カード作成時に設定さ
5 れる情報であって、本人確認情報の入力の際に、再入力（リト
ライ）を受け付ける回数の最大値を意味する。なお、この情報
は、図5に示した本人確認リトライモードフラグ511bの値
が1であった場合にのみ有効である。

10 また、謝礼金額513は、カード作成時に設定される情報で
あって、紛失届が出されているか否かに拘らず、ATM21、
22・・・などの端末に拾得物として届け出された場合に、自
動的に支払う謝礼金額を意味する。なお、この情報は、図5に
示した謝礼金支払いモードフラグ511dの値が1であった場
15 合にのみ有効である。また、ここで設定された謝礼金は、この
カードの本来の保持者である顧客の名義の口座から引き落とさ
れる。

次に、本発明の金銭情報管理システムにおいて利用される可
搬型情報保持装置（カード）の別の形態について説明する。

20 図6は、本発明の金銭情報管理システムにおいて利用される
カードのうち、ICメモリを持つカードの保持する情報につい
て説明する図である。

ICカード60のICメモリには、図に示したように、様々
な情報が保持される。なお、このICカード60は、電子財布
25 装置であり、拾得物として届け出された場合に支払う謝礼金と
して、臨時謝礼金と正式謝礼金の2種類を設定できるものとす

る。また、ここで言う情報とは、この IC カード 60 を発行した金融機関の国名、国コード、金融機関コードなどを示す発行金融機関情報 601、この IC カード 60 のカード ID 602、この IC カード 60 の発行年月日及び有効期限 603、この IC カード 60 を使用する際に必要な本人認証及び本人確認情報 604、この IC カード 60 の保持者の持つ口座の情報を示す第 1 口座情報 605・・・、この IC カード 60 に含まれる電子マネーに関する情報を示す電子マネー情報 607・・・、この IC カード 60 の不正使用を防止するための不正使用防止情報 610 を意味する。

そして、不正使用防止情報 610 には、管理ステータス 611、本人確認リトライ回数 612、謝礼情報 613、回収情報 614 などが含まれる。

図 7 は、図 6 に示した不正使用防止情報 610 に含まれた情報のうち、管理ステータス 611 の含む情報を説明するための図である。

管理ステータス 611 には、少なくとも、不正使用監視モード第 1 フラグ 611a、本人確認リトライモードフラグ 611b、不正使用監視モード第 2 フラグ 611c、臨時謝礼金支払いモードフラグ 611d、正式謝礼金支払いモードフラグ 611e、カード回収管理モードフラグ 611f、臨時謝礼金管理モードフラグ 611g、正式謝礼金管理モードフラグ 611h が含まれる。

ここで、不正使用監視モード第 1 フラグ 611a は、図 5 に示した不正使用監視モード第 1 フラグ 511a と同一のものであるので、説明を省略する。

また、本人確認リトライモードフラグ 6 1 1 b は、図 5 に示した本人確認リトライモードフラグ 5 1 1 b と同一のものであるので、説明を省略する。

さらに、不正使用監視モード第 2 フラグ 6 1 1 c も、図 5 に示した不正使用監視モード第 2 フラグ 5 1 1 c と同一のものであるので、説明を省略する。

臨時謝礼金支払いモードフラグ 6 1 1 d は、カード作成時に設定されるフラグであって、値として 0 もしくは 1 を持つ。そしてこのフラグは、値が 0 であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、臨時謝礼金の自動支払いを行わないことを意味する。また、このフラグは、値が 1 であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、規定額の臨時謝礼金の自動支払いを行うことを意味する。

正式謝礼金支払モードフラグ 6 1 1 e もまた、カード作成時に設定されるフラグであって、値として 0 0、0 1、1 0、1 1 のいずれかを持つ。このフラグは、値が 0 0 であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、臨時謝礼金と同時に正式謝礼金の自動支払いを行うことを意味する。

また、このフラグは、値が 0 1 であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、拾得者から受け付けた連絡先情報に基づいて、紛失者が、後日、正式謝礼を支払うことを意味する。

さらにこのフラグは、値が 1 0 であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、臨時謝礼金と同時に正式謝礼金の自動支払いを行うが、この際、後述する支払い範囲の最低額を支払うことを意味する。

そしてこのフラグは、値が11であった場合、このカードが拾得物として届け出された場合に、臨時謝礼金と同時に正式謝礼金の自動支払いを行うが、この際、後述する支払い範囲の最高額を支払うことを意味する。

- 5 なお、カード回収管理モードフラグ611fは、図5に示したカード回収管理モードフラグ511eと同一のものであるので、説明を省略する。

また、臨時謝礼金管理モードフラグ611gは、臨時謝礼金支払いモードフラグ611dが値1を持つカードが回収された
10 時に、ATM21、22・・・等によって更新されるフラグであって、値として0もしくは1を持つ。そしてこのフラグは、値が0であった場合、回収の際に臨時謝礼金を支払っていないことを意味し、値が1であった場合、回収の際に臨時謝礼金を支払ったことを意味する。

- 15 さらに、正式謝礼金管理モードフラグ611hは、正式謝礼金支払モードフラグ611eが値00、10、11のいずれかであるカードが回収された時に、ATM21、22・・・等によって更新されるフラグであって、値として0もしくは1を持つ。そしてこのフラグは、値が0であった場合、回収の際に正
20 式謝礼金を支払っていないことを意味し、値が1であった場合、回収の際に正式謝礼金を支払ったことを意味する。

図6に戻って不正使用防止情報610についての説明を続けると、本人確認リトライ回数612は、カード作成時に設定される情報であって、本人確認情報の入力の際に、再入力（リ
25 ライ）を受け付ける回数の最大値を意味する。なお、この情報は、図7に示した本人確認リトライモードフラグ611bの値

が1であった場合にのみ有効である。

また、謝礼情報613には、カード作成時に設定される情報であって、紛失届が出されているか否かに拘らず、ATM21、22・・・などの端末に拾得物として届け出された場合に、自動的に支払う臨時謝礼金と、正式謝礼金とが設定される。なお、この設定には2種類の方法があり、以下のどちらの方法をしてもよい。第1の方法では、謝礼金として支払う金額を設定する。また、第2の方法では、謝礼金として支払う割合を設定する。すなわち、このカードの持つ電子マネーの残高に対する割合を%で設定する。なお、この情報は、図7に示した臨時謝礼金支払いモードフラグ611dの値が1であった場合にのみ有効である。また、ここで設定された謝礼金は、このカードの本来の保持者である顧客の名義の口座から引き落とされる。

さらに、回収情報614には、カード回収時の情報が記録される。ここで言う情報とは、回収された日時及び回収場所と、回収時の謝礼情報と、届け出の本人情報とである。なお、回収場所とは、このカードを回収した場所、すなわち、拾得物として回収した金融機関の情報（金融機関名、営業店名、回収した金融機関端末のID等）を意味する。また、回収時の謝礼情報とは、回収した時に支払った謝礼金の合計額を意味する。そして、届け出の本人情報とは、拾得者の氏名や連絡先情報を意味する。

次に、このようなカードを利用して図2、3に示した金銭情報管理システムを運用する際の、ATM21・・・と金融機関処理装置11・・・との動作の手順について説明する。

図8は、ATMにおけるメイン処理の手順を説明するための

フローチャートである。以降、ステップ番号に沿って説明を行う。

[S 1] A T Mは、利用者からのメニュー選択を受け付けるためのメニュー選択画面を作成、提示する。

- 5 [S 2] A T Mは、利用者からの利用メニュー選択を受け付ける。利用メニューとして選択されたのが紛失届であった場合、ステップS 3へ進む。また、利用メニューとして選択されたのが金銭情報の取り扱いであった場合、ステップS 4に進む。利用メニューとして選択されたのが、拾得物届け出であった場合、
- 10 ステップS 8へ進む。

[S 3] A T Mは、カード紛失処理を行う。カード紛失処理については、後述する。

[S 4] A T Mは、カードを受け付ける。

- [S 5] A T Mは、ステップS 4にて受け付けたカードの内容
- 15 を読み込む。

[S 6] A T Mは、紛失カード管理D Bとアクセスし、ステップS 5にてカードから読み取った内容との照合を行う。

[S 7] A T Mは、金銭情報取引処理を行う。金銭情報取引処理については、後述する。

- 20 [S 8] A T Mは、カードを受け付ける。

[S 9] A T Mは、ステップS 7にて受け付けたカードの内容を読み込む。

[S 10] A T Mは、拾得物対応処理を行う。拾得物対応処理については、後述する。

- 25 [S 11] A T Mは、処理を終了してよいか否か利用者の判断を受け付け、終了してよい場合に、このフローチャートの処理

を終了する。終了してはならない場合には、再度ステップ S 1 へ進む。

次に、図 8 のステップ S 3 に相当する、A T M におけるカード紛失処理について説明する。

5 図 9、10 は、A T M におけるカード紛失処理の手順を示すフローチャートである。以降、ステップ番号に沿って説明を行う。

[S 2 1] A T M は、利用者（紛失者）に、紛失カードの発行金融機関名を入力させる。その後、紛失カードに関して、され
10 に詳しい情報（カード I D 等）を入力可能であるか否かを尋ねる質問を表示し、その返答を得る。紛失者が紛失カードについての情報を入力可能であればステップ S 2 2 へ進む。紛失者が紛失カードについての情報を入力するのが不可能であればステップ S 3 3 へ進む。

15 [S 2 2] A T M は、紛失者から入力される本人確認情報を受け付ける。

[S 2 3] A T M は、ステップ S 2 2 にて受け付けた本人確認情報と、紛失届メッセージを、金融機関処理装置に送信する。

20 [S 2 4] A T M は、金融機関処理装置からの応答メッセージを受信する。

[S 2 5] A T M は、ステップ S 2 4 にて受信した金融機関処理装置の応答メッセージから、本人確認が O K であったか N G であったか判断する。本人確認が O K であった場合、ステップ S 2 6 へ進む。本人確認が O K でなく、N G であった場合、ス
25 テップ S 3 5 へ進む。

[S 2 6] A T M は、紛失者に、所有しているカードの枚数を

尋ねる質問を表示し、その返答を得る。所有しているカードが複数であった場合、ステップS 2 7へ進む。所有しているカードが1枚であった場合、ステップS 3 1へ進む。

5 [S 2 7] A T Mは、ステップS 2 4にて受信した金融機関処理装置の応答メッセージから、紛失者に所有カードを提示し、どのカードを紛失したのか、選択させる。

[S 2 8] A T Mは、金融機関処理装置に、紛失追加メッセージを送信する。

10 [S 2 9] A T Mは、金融機関処理装置からの応答メッセージを受信する。

[S 3 0] A T Mは、ステップS 2 9にて金融機関処理装置から受信した応答メッセージを解析して、結果が正常であったか否かを判断する。結果が正常であった場合、ステップS 3 1へ進む。結果が正常でなかった場合、ステップS 3 5へ進む。

15 [S 3 1] A T Mは、自A T Mが紛失カードの管理機構を持っているか否かを判断する。紛失カード管理機構を持っている場合、ステップS 3 2へ進む。紛失カード管理機構を持っていない場合、このフローチャートの処理を終了する。

20 [S 3 2] A T Mは、自A T Mの紛失カード管理機構にて、紛失カード管理D Bを更新し、このフローチャートの処理を終了する。

[S 3 3] A T Mは、紛失者から入力される紛失カードの情報を受け付ける。

25 [S 3 4] A T Mは、紛失者から入力される本人確認情報を受け付け、ステップS 2 9へ進む。

[S 3 5] A T Mは、エラーメッセージを表示し、このフロー

チャートの処理を終了する。

次に、この A T M におけるカード紛失処理に対応する金融機関処理装置における処理について説明する。

図 1 1, 1 2 は、金融機関処理装置における紛失届チェック
5 の手順を示すフローチャートである。以降、ステップ番号に沿って説明を行う。

[S 4 1] 金融機関処理装置は、A T M から送信されるメッセージを受信する。

[S 4 2] 金融機関処理装置は、ステップ S 4 1 にて受信した
10 メッセージに含まれる紛失カードの発行元が、自金融機関であるか、他の金融機関であるか判断する。紛失カードの発行元が他の金融機関である場合には、ステップ S 5 9 へ進む。紛失カードの発行元が自金融機関である場合には、ステップ S 4 3 へ進む。

15 [S 4 3] 金融機関処理装置は、ステップ S 4 1 にて受信したメッセージが、紛失追加メッセージであるか否か判断する。受け付けたメッセージが紛失追加メッセージである場合には、ステップ S 5 6 へ進む。受け付けたメッセージが紛失追加メッセージでない場合には、ステップ S 4 4 へ進む。

20 [S 4 4] 金融機関処理装置は、紛失者が A T M を介して紛失カードの情報を入力しているか否か判断する。紛失カードの情報を入力していない場合、ステップ S 4 5 へ進む。紛失カードの情報を入力している場合、ステップ S 5 6 へ進む。

[S 4 5] 金融機関処理装置は、ステップ S 4 1 にて受け付けた
25 メッセージに、本人確認情報が含まれているか否かを判断する。本人確認情報が含まれている場合、ステップ S 4 6 へ進む。

本人確認情報が含まれていない場合、ステップ S 6 2 へ進む。

[S 4 6] 金融機関処理装置は、口座管理 D B とアクセスし、本人確認情報を照合する。

[S 4 7] 金融機関処理装置は、ステップ S 4 6 の照合の結果、
5 本人確認が O K であったか N G であったかを判断し、本人確認が O K であった場合にはステップ S 4 8 へ進む。本人確認が O K でなく N G であった場合には、ステップ S 6 2 へ進む。

[S 4 8] 金融機関処理装置は、カード管理 D B とアクセスする。

10 [S 4 9] 金融機関処理装置は、紛失者が所有しているカードが複数枚であるか否か判断する。紛失者が所有しているカードが複数枚であった場合、ステップ S 5 0 へ進む。紛失者が所有しているカードが 1 枚であった場合、ステップ S 5 2 へ進む。

[S 5 0] 金融機関処理装置は、紛失者の所有している全ての
15 カードについて、カード情報を作成する。

[S 5 1] 金融機関処理装置は、A T M に、ステップ S 5 0 にて作成した全てのカード情報を送信するとともに、そのカードが紛失カードであるか、紛失者に確認するメッセージを送信して、その A T M に関する処理を一旦終了する。

20 [S 5 2] 金融機関処理装置は、カード情報を作成する。

[S 5 3] 金融機関処理装置は、作成したカード情報に基づいて、自装置内の各 D B の取引禁止情報を更新する。

[S 5 4] 金融機関処理装置は、A T M に、正常終了メッセージを送信する。

25 [S 5 5] 金融機関処理装置は、オンライン及び金融機関ネットワークを介して接続関係のある全ての端末に、紛失カードの

情報を送信し、このフローチャートの処理を終了する。

[S 5 6] 金融機関処理装置は、紛失カードの確認が必要か否かを判断する。紛失カードの確認が必要な場合は、ステップ S 5 1 へ進む。紛失カードの確認が必要でない場合は、ステップ
5 S 5 7 へ進む。

[S 5 7] 金融機関処理装置は、A T M に、正常終了メッセージを送信する。

[S 5 8] 金融機関処理装置は、オンライン及び金融機関ネットワークを介して接続関係のある全ての端末に、紛失カードの
10 情報を送信して、このフローチャートの処理を終了する。

[S 5 9] 金融機関処理装置は、該当する金融機関処理装置に、金融機関ネットワークを介して、紛失届メッセージを送信する。

[S 6 0] 金融機関処理装置は、ステップ S 5 9 にて紛失届メッセージを送信した金融機関処理装置からの応答メッセージを受信し、解析する。
15

[S 6 1] 金融機関処理装置は、ステップ S 6 0 にて解析した、他金融機関かの応答メッセージの結果が正常であるか否かを判断する。結果が正常であった場合、ステップ S 6 3 へ進む。結果が正常でなかった場合、ステップ S 6 2 へ進む。

20 [S 6 2] 金融機関処理装置は、A T M に、エラーメッセージを送信し、その A T M に関する処理を終了する。

[S 6 3] 金融機関処理装置は、ステップ S 4 1 で受け付けたメッセージに、本人確認情報が含まれているか否かを判断する。本人確認情報が含まれていればステップ S 6 4 へ進む。本人確認
25 情報が含まれていなければ、ステップ S 6 2 へ進む。

[S 6 4] 金融機関処理装置は、他金融機関処理装置の口座管

理DB、カード管理DBとアクセスする。

[S 6 5] 金融機関処理装置は、ステップS 6 0にてアクセスしたアクセス結果が正常であったか否か判断する。アクセス結果が正常であった場合は、ステップS 6 6へ進む。アクセス結果が正常でなかった場合は、ステップS 6 2へ進む。

[S 6 6] 金融機関処理装置は、ステップS 6 5のアクセスの結果、本人確認がOKであったかNGであったかを判断し、本人確認がOKであった場合にはステップS 5 3へ進む。本人確認がOKでなくNGであった場合には、ステップS 6 2へ進む。

次に、図8のステップS 7に相当する、金銭情報取引処理について説明する。

図13、14は、金融機関処理装置における金銭情報取引処理の手順を示すフローチャートである。以降、ステップ番号に沿って説明を行う。

[S 7 1] 金融機関処理装置は、受け付けたカードが取引禁止中であるか否かを判断する。受け付けたカードが取引禁止中であった場合は、ステップS 8 6へ進む。受け付けたカードが取引禁止中でなかった場合は、ステップS 7 2へ進む。

[S 7 2] 金融機関処理装置は、ATMを介して本人確認情報を受け付ける。

[S 7 3] 金融機関処理装置は、本人確認処理を行う。

[S 7 4] 金融機関処理装置は、本人確認がOKであったか否かを判断する。本人確認がOKであった場合は、ステップS 7 5へ進む。本人確認がOKでなく、NGであった場合は、ステップS 7 7へ進む。

[S 7 5] 金融機関処理装置は、利用者が選択した取引処理を

行う。

[S 7 6] 金融機関処理装置は、カードを排出し、このフローチャートの処理を終了する。

5 [S 7 7] 金融機関処理装置は、内部に持つ不一致カウンタを1加算する。

[S 7 8] 金融機関処理装置は、対応処理中の端末に不正使用監視機能があるか否かを判断する。不正使用監視機能がある場合はステップ S 8 2 へ進む。不正使用監視機能がない場合は、ステップ S 7 9 へ進む。

10 [S 7 9] 金融機関処理装置は、不一致カウンタの値がシステムリトライ回数よりも多いか否かを判断する。不一致カウンタの値がシステムリトライ回数よりも多い場合はステップ S 8 1 へ進む。不一致カウンタの値がシステムリトライ回数よりも少ない場合は、ステップ S 8 0 へ進む。

15 [S 8 0] 金融機関処理装置は、A T M を介して、利用者に、本人確認情報の再入力を促すメッセージを出力し、再度ステップ S 7 2 へ進む。。

[S 8 1] 金融機関処理装置は、A T M に取引不能メッセージを送信する。

20 [S 8 2] 金融機関処理装置は、本人確認リトライモードがカード内リトライ情報と等しいか否かを判断する。カード内リトライ情報と等しい場合はステップ S 8 4 へ進む。カード内リトライ情報と等しくない場合は、ステップ S 8 3 へ進む。

25 [S 8 3] 金融機関処理装置は、不一致カウンタの値がシステムリトライ回数よりも多いか否かを判断する。不一致カウンタの値がシステムリトライ回数よりも多い場合は、ステップ S 8 6 へ

進む。不一致カウンタの値がシステムリトライ回数より少ない場合は、ステップ S 8 5 へ進む。

[S 8 4] 金融機関処理装置は、不一致カウンタの値が本人設定リトライ回数より多いか否かを判断する。不一致カウンタの
5 値が本人設定リトライ回数より多い場合、ステップ番号 S 8 6 へ進む。不一致カウンタの値が本人設定リトライ回数より少ない場合、ステップ番号 S 8 5 へ進む。

[S 8 5] 金融機関処理装置は、A T M を介して、利用者に、本人確認情報の再入力を促すメッセージを出力し、再度ステップ
10 プ S 7 2 へ進む。

[S 8 6] 金融機関処理装置は、カード回収管理情報を更新する。

[S 8 7] 金融機関処理装置は、紛失カード管理 D B を更新する。

15 [S 8 8] 金融機関処理装置は、カードを A T M のカード回収機構に収納させる。

[S 8 9] 金融機関処理装置は、A T M を介して、利用者に、不正使用カードを回収した旨のメッセージを表示する。

20 [S 9 0] 金融機関処理装置は、A T M にエラーメッセージを出力し、このフローチャートの処理を終了する。

次に、この金融機関処理装置における金銭情報取引処理に対する、A T M における不正使用カード回収処理について説明する。

25 図 1 5 は、A T M における不正使用カード回収処理の手順を説明するフローチャートである。以降、ステップ番号に沿って説明する。

[S 1 0 1] A T M は、金融機関から送信されたメッセージを受信する。

[S 1 0 2] A T M は、受け付けたメッセージが不正使用カードの回収メッセージであるか否か判断する。受け付けたメッセージが不正使用カードの回収メッセージである場合、ステップ
5 S 1 0 3 へ進む。受け付けたメッセージが不正使用カードの回収メッセージでない場合、このフローチャートの処理を終了する。

[S 1 0 3] A T M は、カード発行元が他の金融機関であるか
10 否かを判断する。カード発行元が他の金融機関であった場合は、ステップ S 1 1 1 に進む。カード発行元が自金融機関であった場合は、ステップ S 1 0 4 にすすむ。

[S 1 0 4] A T M は、口座管理 D B 、カード管理 D B とアクセスする。

15 [S 1 0 5] A T M は、カード回収情報を更新する。

[S 1 0 6] A T M は、各 D B の更新処理を行う。

[S 1 0 7] A T M は、本人通知モードがオンラインになっているか否かを判断する。本人通知モードがオンラインになっている場合、ステップ S 1 0 8 へ進む。本人通知モードがオンライン
20 になっていない場合、ステップ S 1 0 9 へ進む。

[S 1 0 8] A T M は、本人宛にカード回収済のメッセージを送信する。

[S 1 0 9] A T M は、回収済カードのリストを出力する。

[S 1 1 0] A T M は、紛失カード管理機構を有した他の全ての
25 の端末に、カード回収済メッセージを送信し、このフローチャートの処理を終了する。

[S 1 1 1] A T M は、該当金融機関宛に不正使用カードの回収メッセージを送信する。

[S 1 1 2] A T M は、該当金融機関のカード管理 D B とアクセスする。

5 [S 1 1 3] A T M は、該当金融機関のカード回収情報を更新する。

[S 1 1 4] A T M は、該当金融機関の各 D B を更新する。

次に、図 8 のステップ S 1 0 に対応する拾得物対応処理について説明する。

10 図 1 6 は、A T M における拾得物対応処理の手順を示すフローチャートである。以降、ステップ番号に沿って説明する。

[S 1 2 1] A T M は、拾得物として届け出されたカードの謝礼金支払いモードが自動支払いになっているか否か判断する。

自動支払いになっていた場合は、ステップ S 1 2 2 へ進む。自動支払いになっていなかった場合は、ステップ S 1 2 9 へ進む。

15 [S 1 2 2] A T M は、拾得物として届け出されたカードの支払い額の決定方法が、「定率 or 定額」であるか否か判断する。支払い額の決定方法が「定率 or 定額」であった場合は、ステップ S 1 2 3 へ進む。支払い額の決定方法が「定率 or
20 定額」でなかった場合はステップ S 1 2 7 へ進む。

[S 1 2 3] A T M は、拾得物として届け出されたカードに記録されている支払い割合から、定率支払い額を算出する。

[S 1 2 4] A T M は、ステップ S 1 2 3 で算出した定率支払い額が謝礼の支払い額より多いか否か判断する。定率支払い額
25 が謝礼の支払い額より多い場合は、ステップ S 1 2 5 へ進む。定率支払い額が謝礼の支払額より少ない場合は、ステップ S 1

26へ進む。

[S 1 2 5] ATMは、支払いタイプが少額選定方式であるか否かを判断する。少額選定方式であった場合、ステップS 1 2 7へ進む。少額選定方式でなかった場合、ステップS 1 2 8へ
5 進む。

[S 1 2 6] ATMは、支払いタイプが少額選定方式であるか否かを判断する。少額選定方式であった場合、ステップS 1 2 8へ進む。少額選定方式でなかった場合、ステップS 1 2 7へ
進む。

10 [S 1 2 7] ATMは、謝礼の支払い額を支払う。

[S 1 2 8] ATMは、定率の支払い額を支払う。

[S 1 2 9] ATMは、拾得物として届け出されたカードの謝礼金支払いモードが本人の支払いになっているか否かを判断する。支払モードが本人の支払いになっていた場合、ステップS
15 1 3 0へ進む。支払モードが本人の支払いになっていなかった場合、ステップS 1 3 2へ進む。

[S 1 3 0] ATMは、拾得者からの連絡先情報の入力を受け付ける。

[S 1 3 1] ATMは、受け付けた拾得者の連絡先情報を、拾
20 得カードに記録する。

[S 1 3 2] ATMは、謝礼金管理情報及びカード回収管理情報を更新する。

[S 1 3 3] ATMは、紛失カード管理DBを更新する。

[S 1 3 4] ATMは、拾得物として届け出されたカードをカ
25 ード回収機構にて回収する。

[S 1 3 5] ATMは、拾得物としてカードが届け出されたこ

とを示すメッセージを、金融機関処理装置に送信する。

[S 1 3 6] A T M は、拾得者にお礼のメッセージを表示して、このフローチャートの処理を終了する。

次に、この A T M における拾得物対応処理に対する金融機関
5 処理装置における拾得物チェックについて説明する。

図 1 7 は、金融機関処理装置における拾得物チェックの手順を示すフローチャートである。以降、ステップ番号に沿って説明する。

[S 1 4 1] 金融機関処理装置は、A T M からのメッセージを受信する。
10

[S 1 4 2] 金融機関処理装置は、ステップ S 1 4 1 にて受信したメッセージが、拾得物の届け出のメッセージであるか否かを判断する。受信したメッセージが拾得物の届け出のメッセージであった場合にはステップ S 1 4 3 へ進む。受信したメッセージが拾得物の届け出のメッセージでなかった場合は、この
15 フローチャートの処理を終了する。

[S 1 4 3] 金融機関処理装置は、口座管理 D B とカード管理 D B とにアクセスする。

[S 1 4 4] 金融機関処理装置は、拾得届の管理情報を更新する。
20

[S 1 4 5] 金融機関処理装置は、本人への通知モードが、オンラインに設定されているか否かを判断する。オンラインに設定されていた場合はステップ S 1 4 6 へ進む。オンラインに設定されていなかった場合は、ステップ S 1 4 7 へ進む。

[S 1 4 6] 金融機関処理装置は、本人宛てに、紛失カードが拾得物として届け出されたことを示すメッセージを送信する。
25

[S 1 4 7] 金融機関処理装置は、拾得物リストを出力する。

[S 1 4 8] 金融機関処理装置は、口座管理DBとカード管理DBとを更新する。

[S 1 4 9] 金融機関処理装置は、接続関係を持ち、紛失カード回収機構を持つ全ての端末に、拾得物としてのカード届け出による回収済メッセージを送信する。

上記の説明では、金融機関処理装置及びATM、端末機を専用機として扱ったが、これらをコンピュータで構成し、本発明のプログラムを適用してもよい。

10 以上説明したように、本発明の金銭情報管理システムでは、カードを紛失した際の紛失届の届け出や、カードを拾得した際の拾得物の届け出等が、金融機関の窓口へ行かなくとも簡単にできるため、カードの届け出率を高くすることができる。

また、以上説明したように、本発明の金銭情報管理システム
15 では、拾得カードを不正使用しようとしても、各端末が紛失カードの情報を保持しており、不正使用カードは回収してしまうとともに、拾得物として届け出れば、本来の保持者の設定によって謝礼金を得ることができるため、紛失カードに対する不正使用を防止できるとともに、紛失カードの届け出率を高くする
20 ことができる。

さらに、以上説明したように、本発明の可搬型情報保持装置（カード）は、本人確認用の情報とともに、謝礼金情報等を記録することができるため、カードの届け出率を高くすることができる。

25 また、以上説明したように、本発明の端末管理装置では、他の端末管理装置やコンピュータ等と相互に情報通信を行って、

金銭取引時の本人確認や、紛失届及び拾得届のチェックを行うので、紛失カードに対する不正使用を防止することができる。とともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

さらに、以上説明したように、本発明の端末装置は、端末管理装置等と相互に情報通信を行って、金銭取引時の本人確認や紛失届及び拾得届のチェックを行うので、紛失カードの不正使用を防止することができる。とともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

また、以上説明したように、本発明の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体は、コンピュータを、カードを紛失した際の紛失届の届け出や、カードを拾得した際の拾得物の届け出等が、金融機関の窓口へ行かなくとも簡単にできるように機能させるため、カードの届け出率を高くすることができる。

さらに、本発明の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体では、コンピュータを、拾得カードを不正使用しようとしても、各端末が紛失カードの情報を保持しており、不正使用カードは回収してしまうとともに、拾得物として届け出れば、本来の保持者の設定によって謝礼金を得ることができるように機能させるため、紛失カードの不正使用を防止することができる。とともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

以上説明したように、本発明の金銭情報管理システムは、拾得物指定とともに受け付けた可搬型情報保持装置（カード）を回収することができる構成としたので、拾得者は営業時間内に窓口へ行かなくとも拾得したカードを届け出ることができ、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

また、本発明の金銭情報管理システムは、可搬型情報保持装

置（カード）の紛失届を受け付け、保持して、カードの本人確認をする際に紛失届との照合を行い、紛失届と一致した場合には、そのカードによる金銭情報の取り扱いを禁止する構成としたので、紛失カードに対する不正使用を防止することができる
5 とともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

さらに、本発明の可搬型情報保持装置（カード）は、拾得物として届け出された場合に拾得者に支払うための謝礼情報を保持するように構成したので、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

10 また、本発明の、端末管理装置に接続された端末装置は、拾得物指定とともに受け付けた可搬型情報保持装置（カード）を受け付けると、そのカードに含まれた本人確認用情報を含む拾得物情報を生成して端末管理装置に通知した上で、そのカードを拾得物として回収、保持する構成としたので、紛失カードの
15 届け出率を高くすることができる。

さらに、本発明の、端末管理装置に接続された端末装置は、可搬型情報保持装置（カード）の紛失届を受け付けて端末管理装置に通知し、端末管理装置から配信される紛失届を保持し、受け付けたカードの本人確認をする際には紛失届と照合して、
20 合致した場合に金銭情報の取り扱いを禁止する構成としたので、紛失カードに対する不正使用を防止することができ、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

また、本発明の端末管理装置は、端末装置から通知される可搬型情報保持装置（カード）の取得物情報を保持することができる構成としたので、取得者はカードを拾得物として届け出る
25 際、利用時間の長い端末装置を利用することができ、紛失カー

ドの届け出率を高くすることができる。

さらに、本発明の端末管理装置は、紛失届を全ての端末装置に配信し、各端末装置はこれを受け付ける構成としたので、紛失カードに対する不正使用を防止することができるとともに、

5 紛失カードの届け出率を高くすることができる。

また、本発明の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体は、コンピュータを、拾得物指定とともに受け付けた可搬型情報保持装置（カード）を回収するように機能させるように構成したので、拾得者は営業時間内に窓口へ行かなくとも拾得した
10 カードを届け出ることができ、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

さらに、本発明の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体では、コンピュータを、可搬型情報保持装置（カード）の紛失届を受け付け、保持して、カードの本人確認をする際に紛失
15 届との照合を行い、紛失届と一致した場合には、そのカードによる金銭情報の取り扱いを禁止するので、紛失カードに対する不正使用を防止することができるとともに、紛失カードの届け出率を高くすることができる。

請 求 の 範 囲

1. 本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理する金銭情報管理システムにおいて、
 - 5 前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、
前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合に、前記保持者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段と、
 - 10 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、前記可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する拾得物保持手段と、
を有することを特徴とする金銭情報管理システム。
2. 前記可搬型情報保持装置は、金融機関カード、クレジット
15 カード、電子マネーカード、もしくは金銭情報を格納した電子財布装置であることを特徴とする請求項1記載の金銭情報管理システム。
3. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けた
20 場合に、前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報に基づいて、前記本人に前記可搬型情報保持装置の拾得を通知する拾得通知手段を有することを特徴とする請求項1記載の金銭情報管理システム。
4. 前記可搬型情報保持装置に、前記可搬型情報保持装置が拾
25 得された場合に、拾得者に謝礼金を支払うための謝礼情報を記録させる謝礼情報記録手段を有することを特徴とする請求項1記載の金銭情報管理システム。

5. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けた場合に、前記謝礼情報に基づいて謝礼金を支払う謝礼金支払い手段を有することを特徴とする請求項4記載の金銭情報管理システム。

- 5 6. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付け、前記謝礼金の支払いが不可能な場合に、前記可搬型情報保持装置を拾得した拾得者の連絡先情報を受け付け、前記連絡先情報を保持する連絡先情報受付手段と、前記本人に前記連絡先情報を通知する連絡先通知手段を有することを特徴とする請求項4
10 記載の金銭情報管理システム。

7. 本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を管理する金銭情報管理システムにおいて、

前記可搬型情報保持装置の紛失届を受け付け、保持する紛失届受付手段と、

- 15 前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を前記紛失届と照合するとともに、前記可搬型情報保持装置の所有者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、

- 20 前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には前記可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断された場合には前記保持者に金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段と、

を有することを特徴とする金銭情報管理システム。

- 25 8. 前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には、前記可搬型情報保持装置を紛

失物として回収、保持する紛失物保持手段を有することを特徴とする請求項7記載の金銭情報管理システム。

9. 本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置において、

- 5 前記可搬型情報保持装置を拾得物として届け出た拾得者に謝礼金を支払うための謝礼情報を保持することを特徴とする可搬型情報保持装置。

- 10 10. 前記可搬型情報保持装置は、金融機関カード、クレジットカード、電子マネーカード、もしくは金銭情報を含む電子財布装置であることを特徴とする請求項9記載の可搬型情報保持装置。

11. 端末管理装置に接続され、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を取り扱う端末装置において、

- 15 前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、

前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合に、前記保持者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段と、

- 20 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報を含む拾得物情報を生成し、前記端末管理装置に前記拾得物情報を通知する拾得物情報通知手段と、

- 25 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、前記可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する拾得物保持手段と、

を有することを特徴とする端末装置。

1 2. 前記可搬型情報保持装置は、金融機関カード、クレジットカード、電子マネーカード、もしくは金銭情報を含む電子財布装置であることを特徴とする請求項 1 1 記載の端末装置。

5 1 3. 前記可搬型情報保持装置に、前記可搬型情報保持装置が拾得された場合に、拾得者に謝礼金を支払うための謝礼情報を記録させる謝礼情報記録手段を有することを特徴とする請求項 1 1 記載の端末装置。

10 1 4. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けた場合に、前記謝礼情報に基づいて謝礼金を支払う謝礼金支払い手段を有することを特徴とする請求項 1 3 記載の端末装置。

15 1 5. 前記謝礼金支払い手段は、前記拾得者から前記謝礼金の受け取り方法の指定を受け付けて前記謝礼金を支払い、必要に応じて、前記端末管理装置に保持された前記金銭情報に情報更新を要求することを特徴とする請求項 1 4 記載の端末装置。

20 1 6. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付け、前記謝礼金の支払いが不可能な場合に、前記可搬型情報保持装置を拾得した拾得者の連絡先情報を受け付け、前記連絡先情報を前記端末管理装置に通知する連絡先情報通知手段を有することを特徴とする請求項 1 3 記載の端末装置。

1 7. 端末管理装置に接続され、本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して金銭情報を取り扱う端末装置において、

25 前記可搬型情報保持装置の紛失届を受け付けた場合に前記紛失届を前記端末管理装置に通知する紛失届通知手段と、

前記端末管理装置から配信される前記紛失届を受け付け、保

持する配信情報受付手段と、

前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を前記紛失届と照合するとともに前記可搬型情報保持装置の所有者が本人であるか否かを判断する本人確認手段と、

前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には前記可搬型情報保持装置による金銭情報の取り扱いを禁止し、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には前記保持者に金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段と、

を有することを特徴とする端末装置。

18. 前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合に、前記可搬型情報保持装置を紛失物として回収、保持する紛失物保持手段と、前記可搬型情報保持装置を紛失物として回収した場合に、前記可搬型情報保持装置に関する回収届を前記端末管理装置に通知する回収通知手段とを有することを特徴とする請求項17記載の端末装置。

19. 本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を利用して、接続された端末装置を管理する端末管理装置において、前記端末装置から、前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報を含む拾得物情報の通知を受け付けると、前記拾得物情報を保持する拾得物情報保持手段を有することを特徴とする端末管理装置。

20. 前記可搬型情報保持装置に、前記可搬型情報保持装置が拾得された場合に、拾得者に謝礼金を支払うための謝礼情報を記録させる謝礼情報記録手段を有することを特徴とする請求項

1 9 記載の端末管理装置。

2 1. 前記金銭情報を管理し、前記端末装置からの要求に応じて前記金銭情報の情報更新を行う金銭情報管理手段を有することを特徴とする請求項 1 9 記載の端末管理装置。

5 2 2. 前記端末装置から、前記拾得者の連絡先情報の通知を受け付け、前記連絡先を保持する連絡先保持手段と、前記本人に前記連絡先情報を通知する連絡先通知手段とを有することを特徴とする請求項 1 9 記載の端末管理装置。

2 3. 本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を利用して、接続された端末装置を管理する端末管理装置において、

前記端末装置から、前記可搬型情報保持装置の紛失届の通知を受け付け、前記紛失届を保持する紛失届保持手段と、

15 前記紛失届を、接続された全ての前記端末装置に配信する紛失届配信手段と、

を有することを特徴とする端末管理装置。

2 4. 前記端末装置から前記可搬型情報保持装置に関する回収届を通知された場合に前記回収届を保持する回収届保持手段と、前記回収届を、接続された全ての前記端末装置に背信する回収届配信手段と、を有することを特徴とする請求項 2 3 記載の端末管理装置。

2 5. 本人確認用情報を含み、保持者に金銭情報の取り扱い許可を与える可搬型情報保持装置を利用した金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体において、コンピュータを、

25 前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であるか否かを判断する本人確認手段、

前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合に、前記保持者に対し、金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段、

前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けると、
5 前記可搬型情報保持装置を拾得物として回収、保持する拾得物保持手段、

として機能させることを特徴とする金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体。

26. 前記可搬型情報保持装置は、金融機関カード、クレジット
10 トカード、電子マネーカード、もしくは金銭情報を格納した電子財布装置であることを特徴とする請求項25記載の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体。

27. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けた場合に、コンピュータを、前記可搬型情報保持装置に含まれた
15 た本人確認用情報に基づいて、前記本人に前記可搬型情報保持装置の拾得を通知する拾得通知手段として機能させることを特徴とする請求項24記載の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体。

28. 前記可搬型情報保持装置に、前記可搬型情報保持装置が
20 拾得された場合に、コンピュータを、拾得者に謝礼金を支払うための謝礼情報を記録させる謝礼情報記録手段として機能させることを特徴とする請求項24記載の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体。

29. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付けた場合に、コンピュータを、前記謝礼情報に基づいて謝礼金を
25 支払う謝礼金支払い手段として機能させることを特徴とする請

求項 27 記載の金銭情報管理システム。

30. 前記可搬型情報保持装置を拾得物指定とともに受け付け、前記謝礼金の支払いが不可能な場合に、コンピュータを、前記可搬型情報保持装置を拾得した拾得者の連絡先情報を受け付け、
5 前記連絡先情報を保持する連絡先情報受付手段、前記本人に前記連絡先情報を通知する連絡先通知手段、として機能させることを特徴とする請求項 27 記載の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体。

31. 本人確認用情報を含んだ可搬型情報保持装置を利用して
10 金銭情報を管理する金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体において、コンピュータを、

前記可搬型情報保持装置の紛失届を受け付け、保持する紛失届受付手段、

前記可搬型情報保持装置を受け付け、前記可搬型情報保持装置
15 置に含まれた前記本人確認用情報を前記紛失届と照合するとともに前記可搬型情報保持装置の所有者が本人であるか否かを判断する本人確認手段、

前記可搬型情報保持装置に含まれた本人確認用
情報が前記紛失届と合致した場合には前記可搬型情報保持装置
20 による金銭情報の取り扱いを禁止し、前記可搬型情報保持装置の保持者が本人であると判断した場合には前記保持者に金銭情報の取り扱いを許可する金銭情報取り扱い許可手段、

として機能させることを特徴とする金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体。

25 32. 前記可搬型情報保持装置に含まれた前記本人確認用情報が前記紛失届と合致した場合には、コンピュータを、前記可搬

型情報保持装置を紛失物として回収、保持する紛失物保持手段として機能させることを特徴とする請求項 3 1 記載の金銭情報管理プログラムを記録した記録媒体。

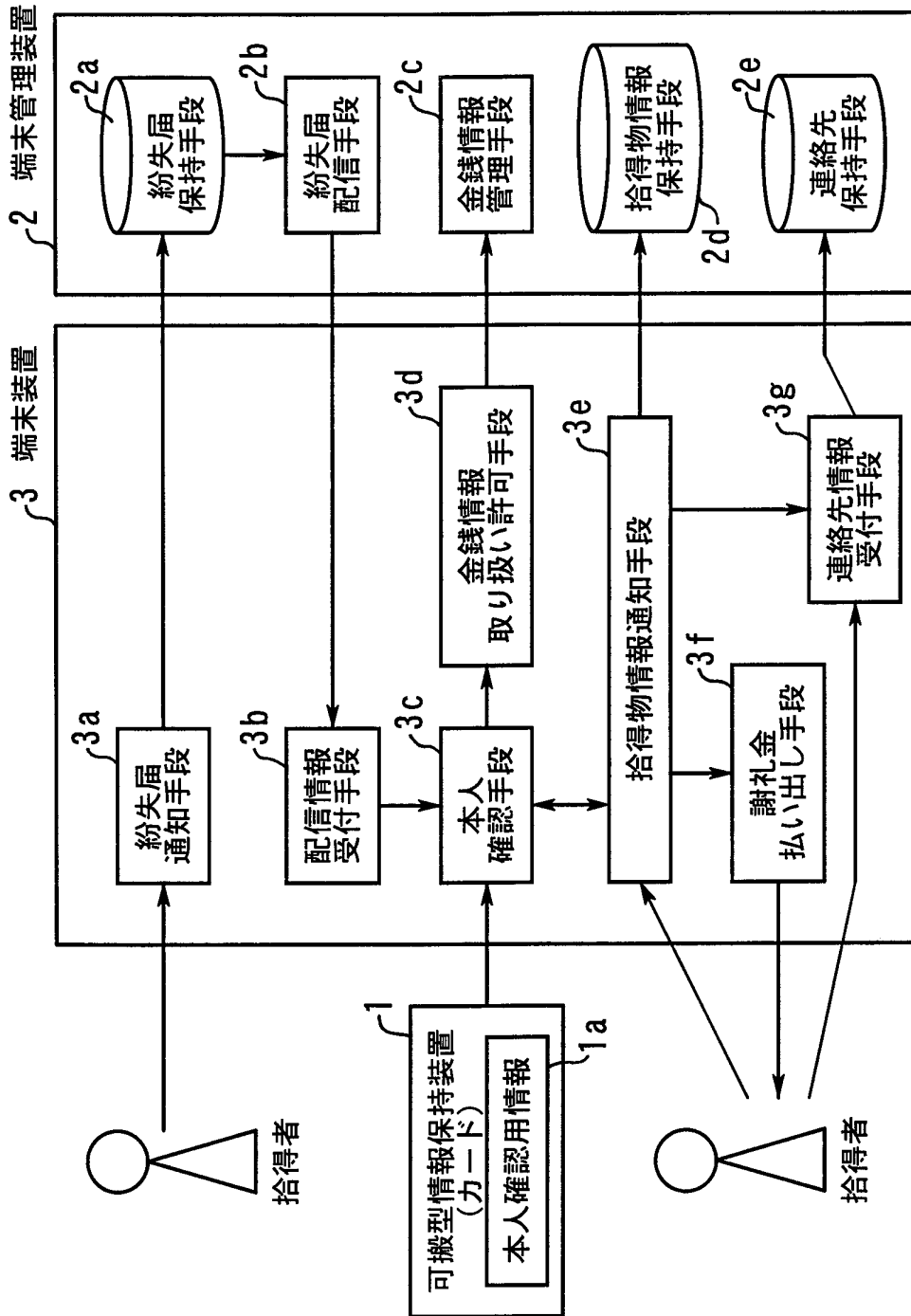


図 1

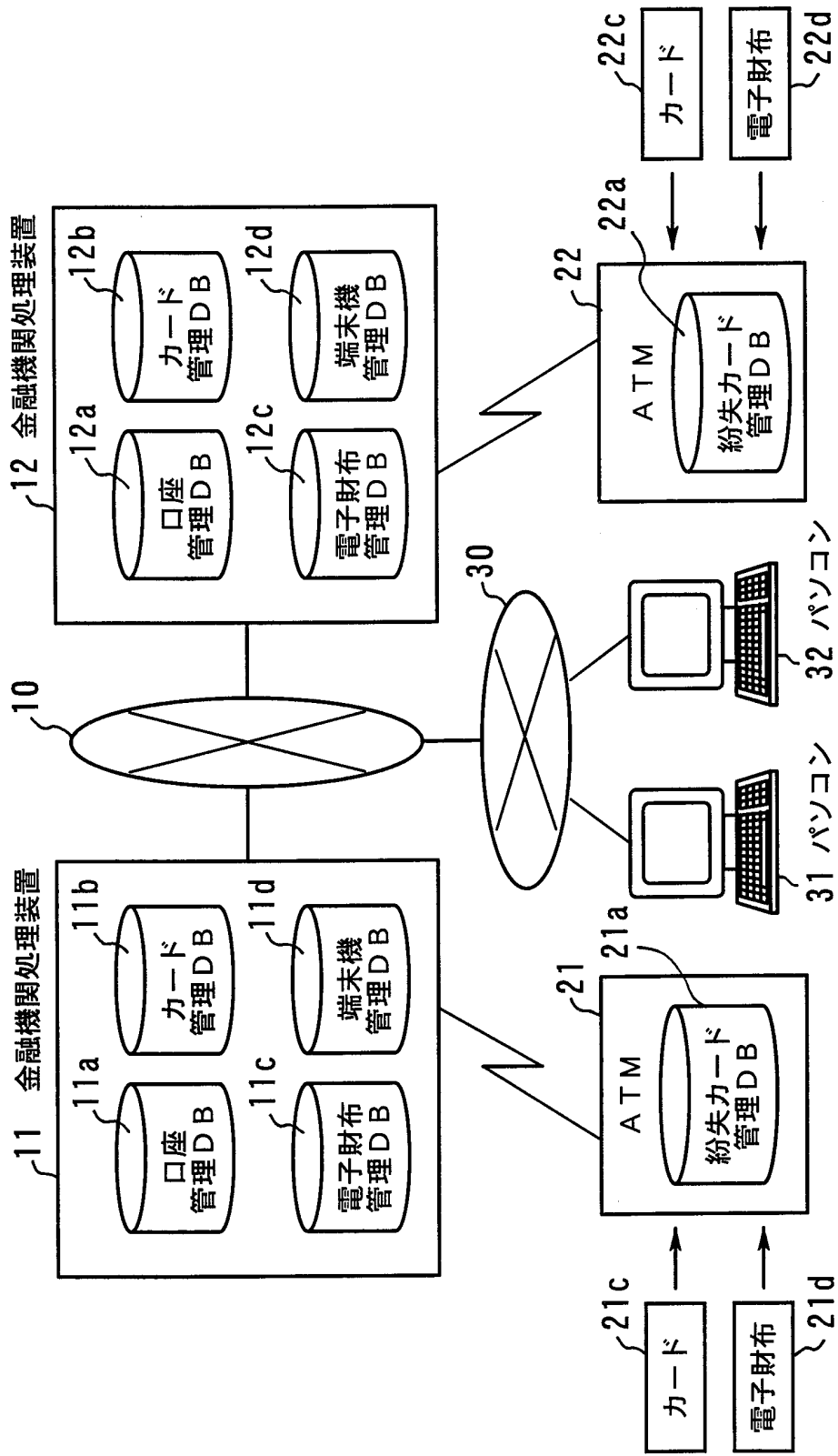
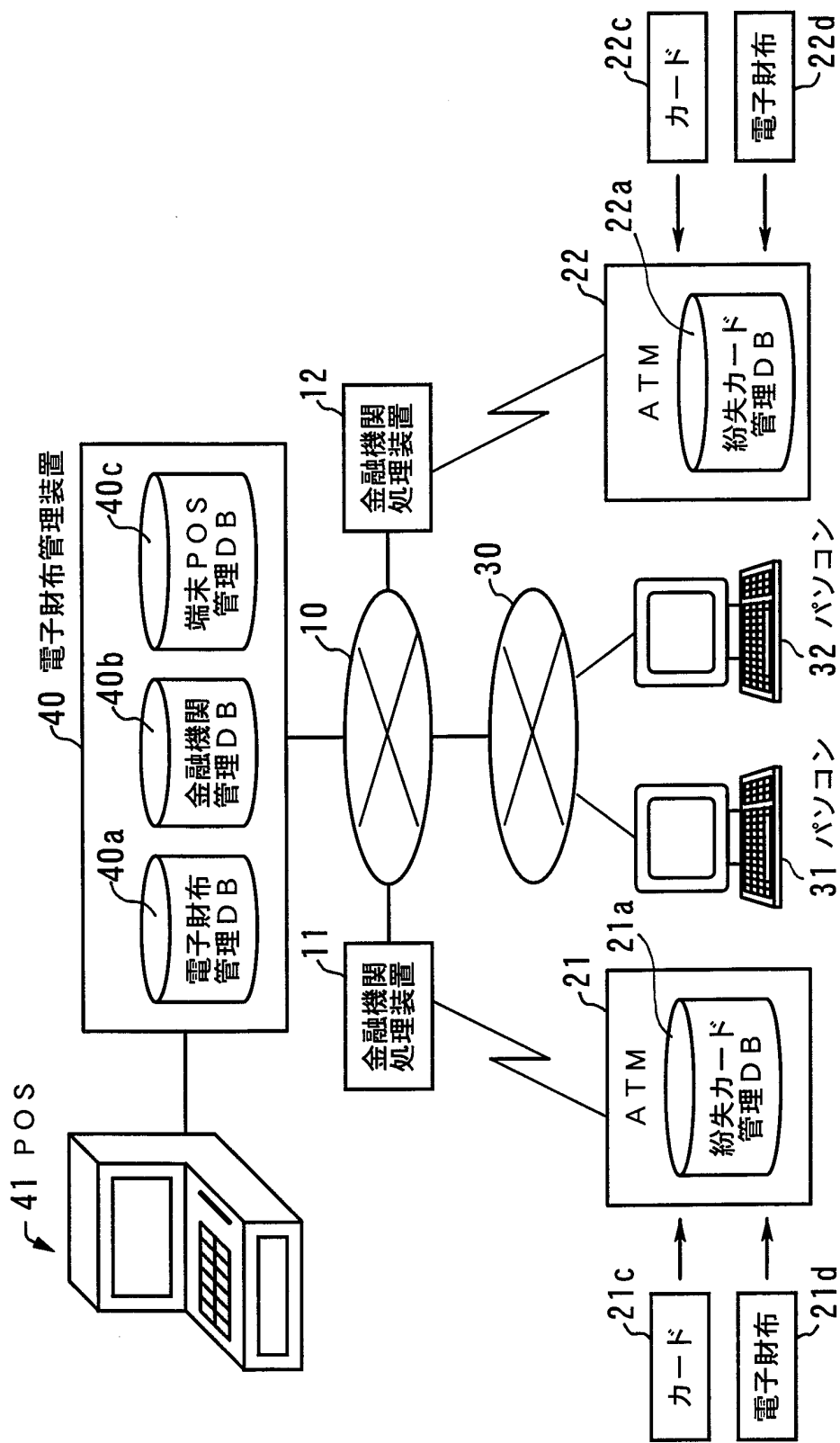


図 2



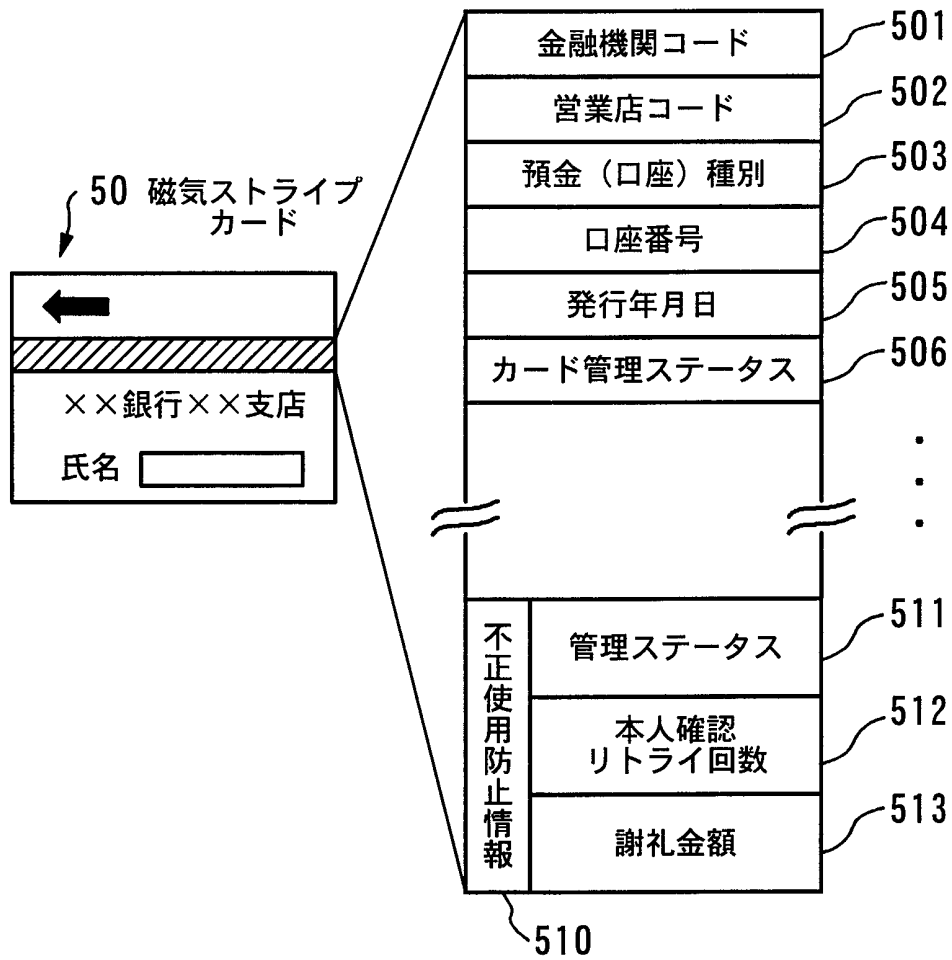


図 4

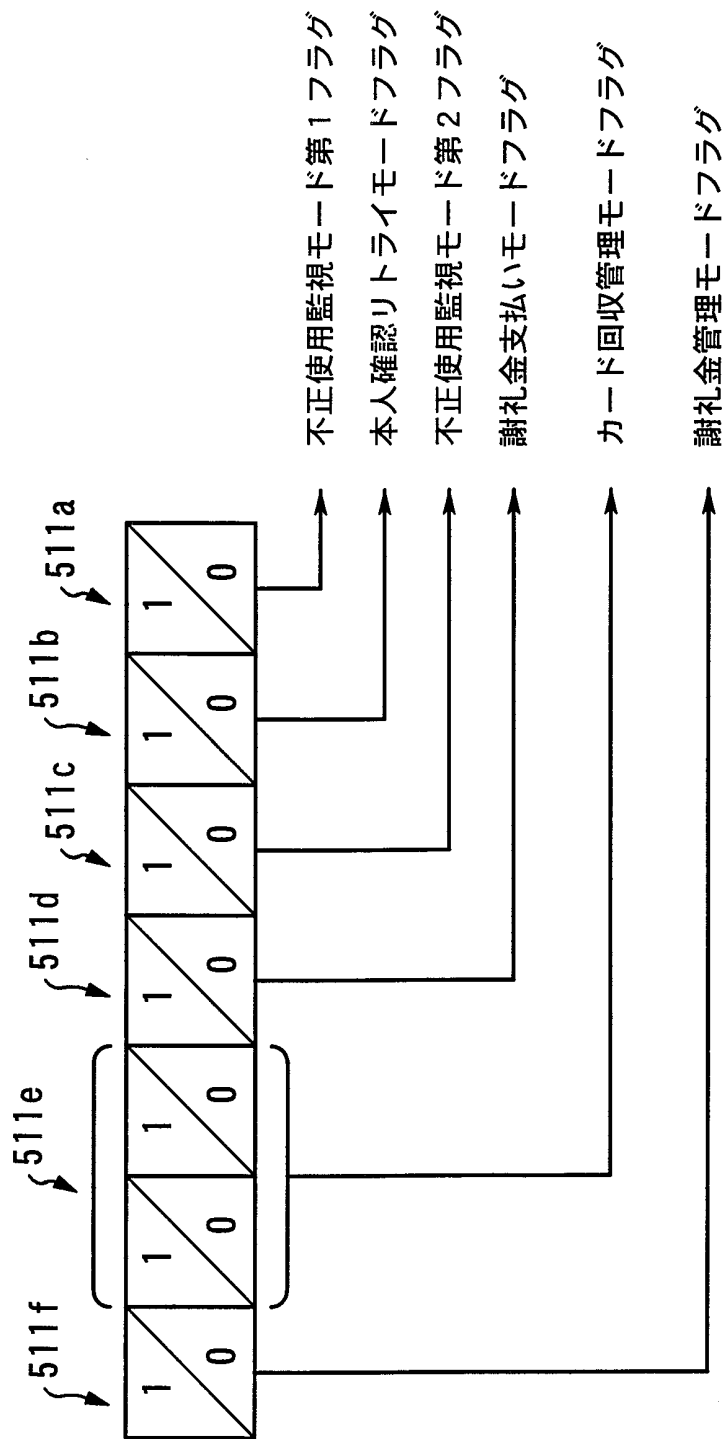


図 5

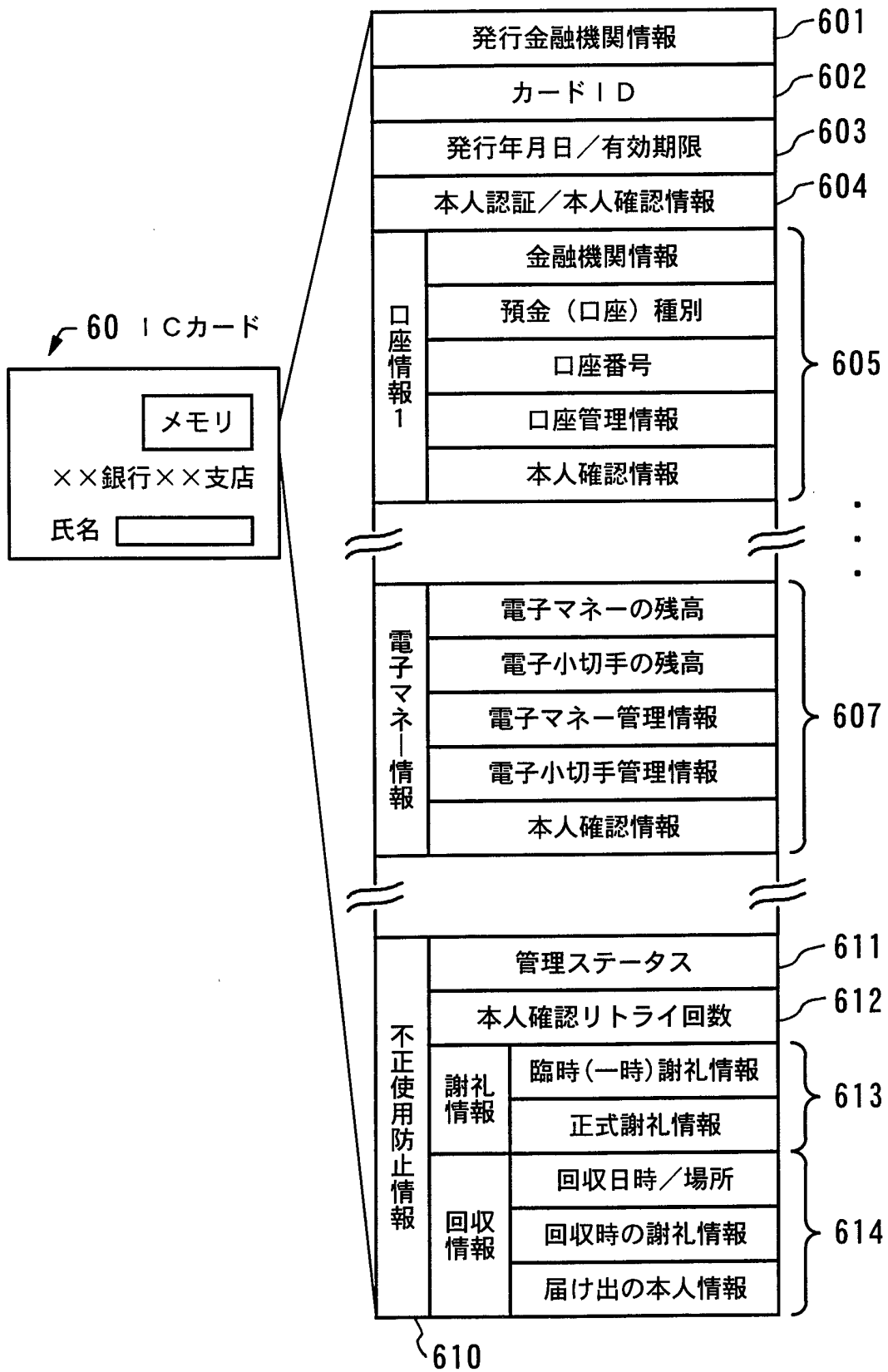


図 6

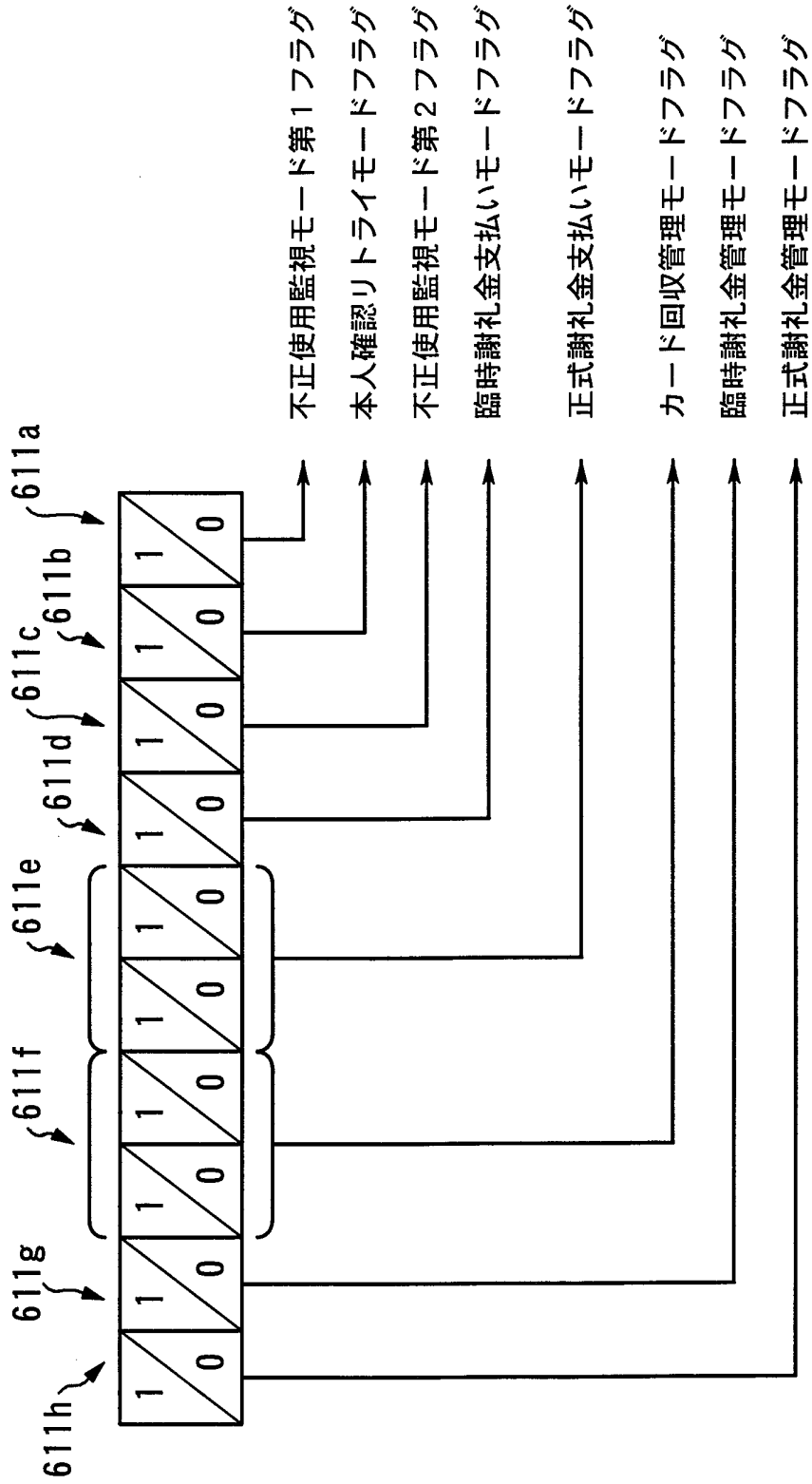


図 7

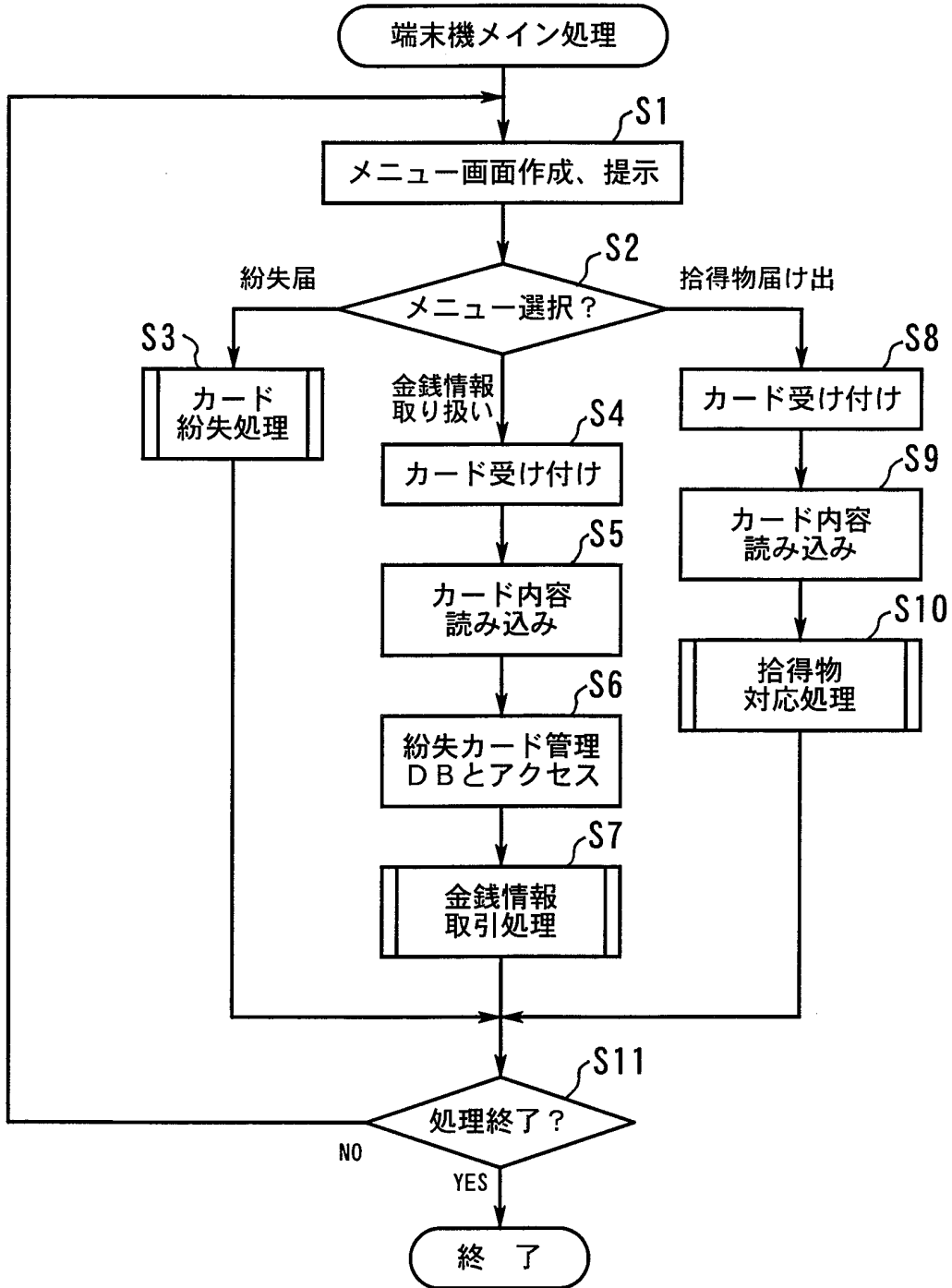


図 8

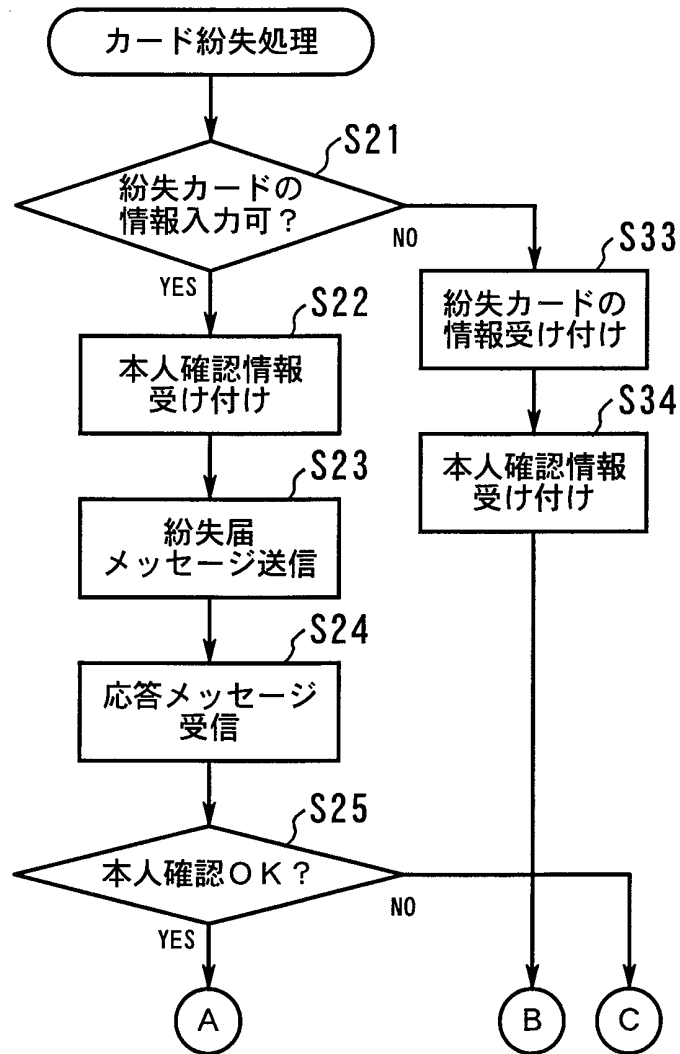


図 9

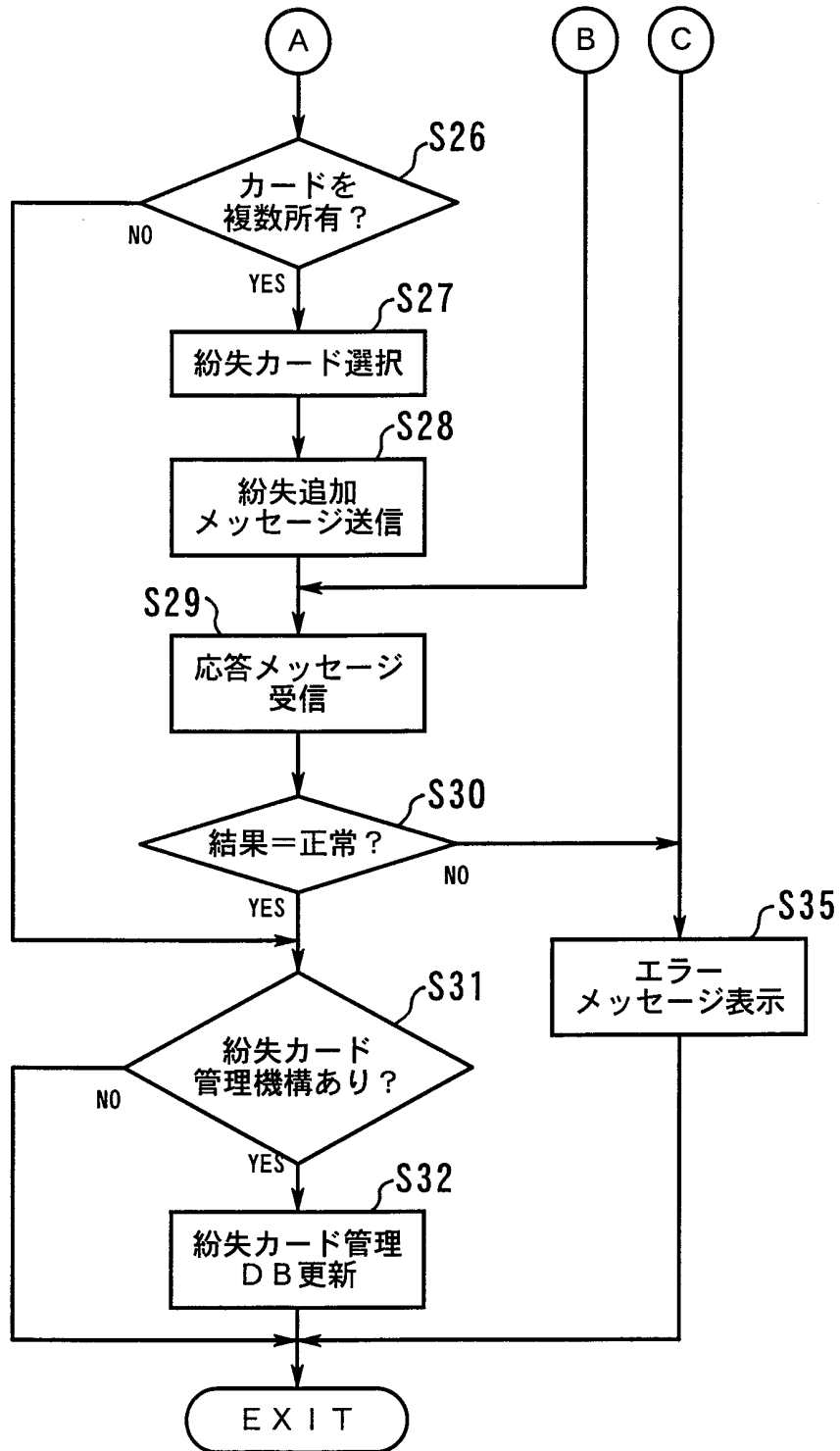


図 10

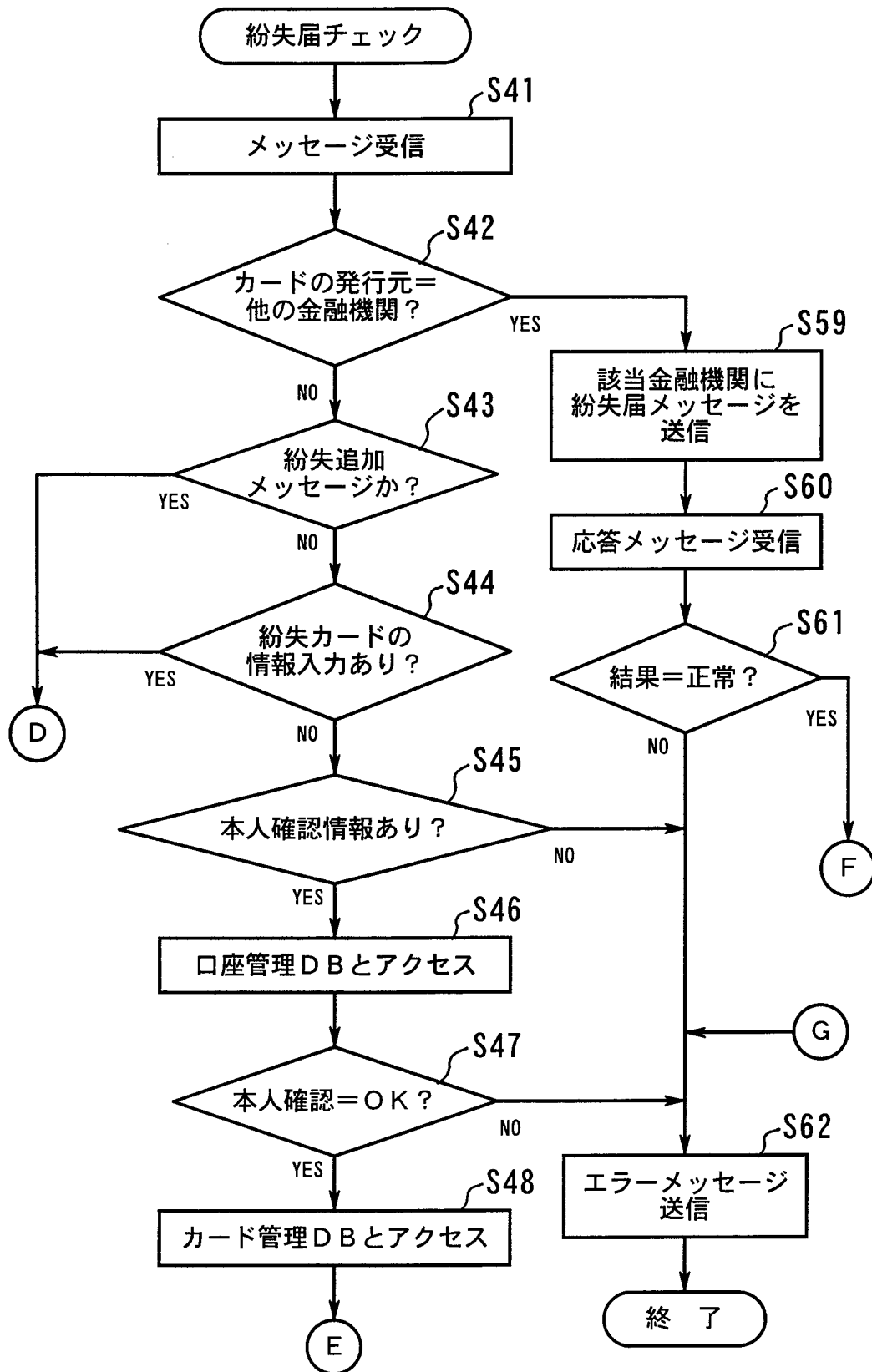


図 11

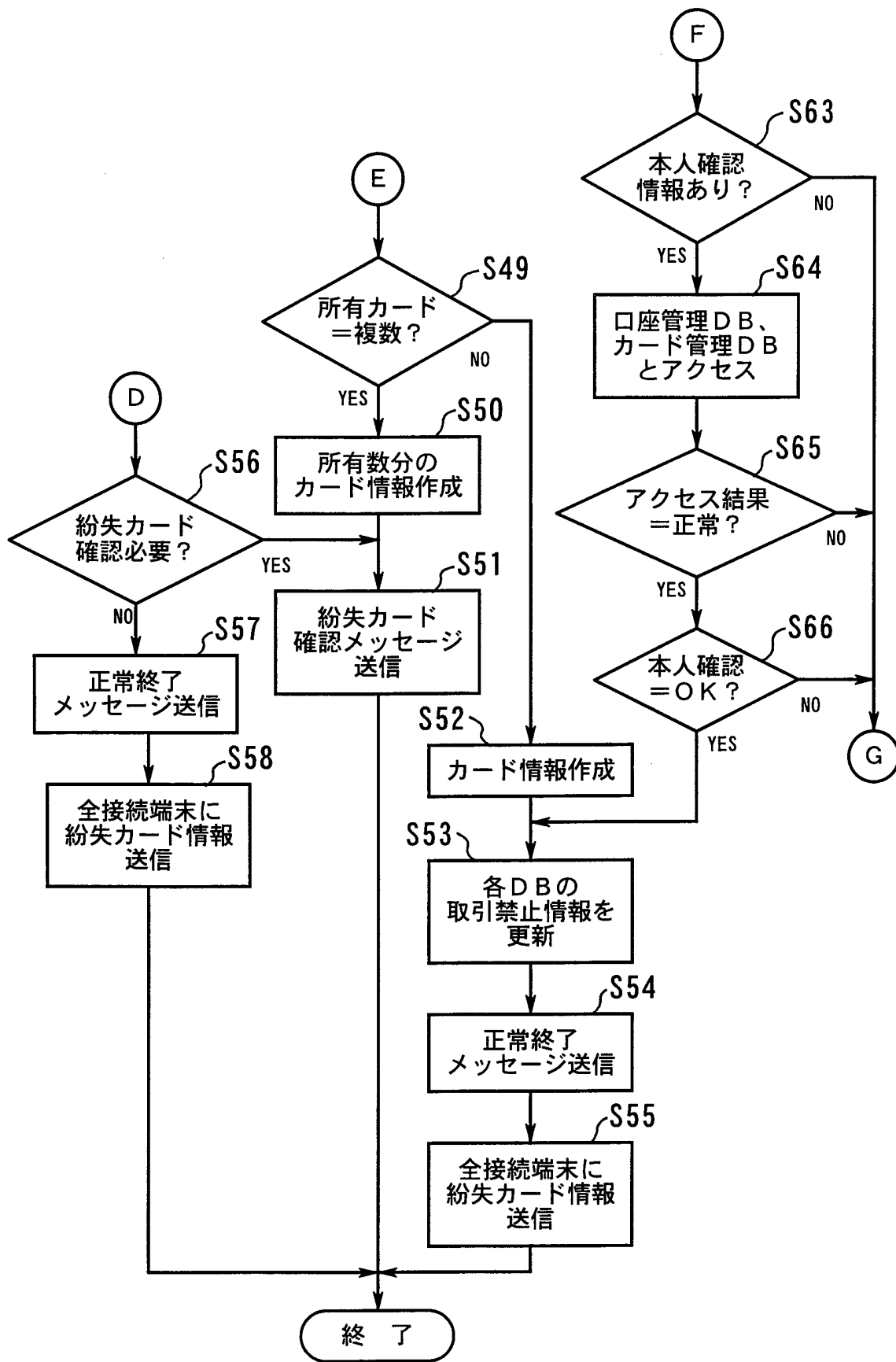


図 12

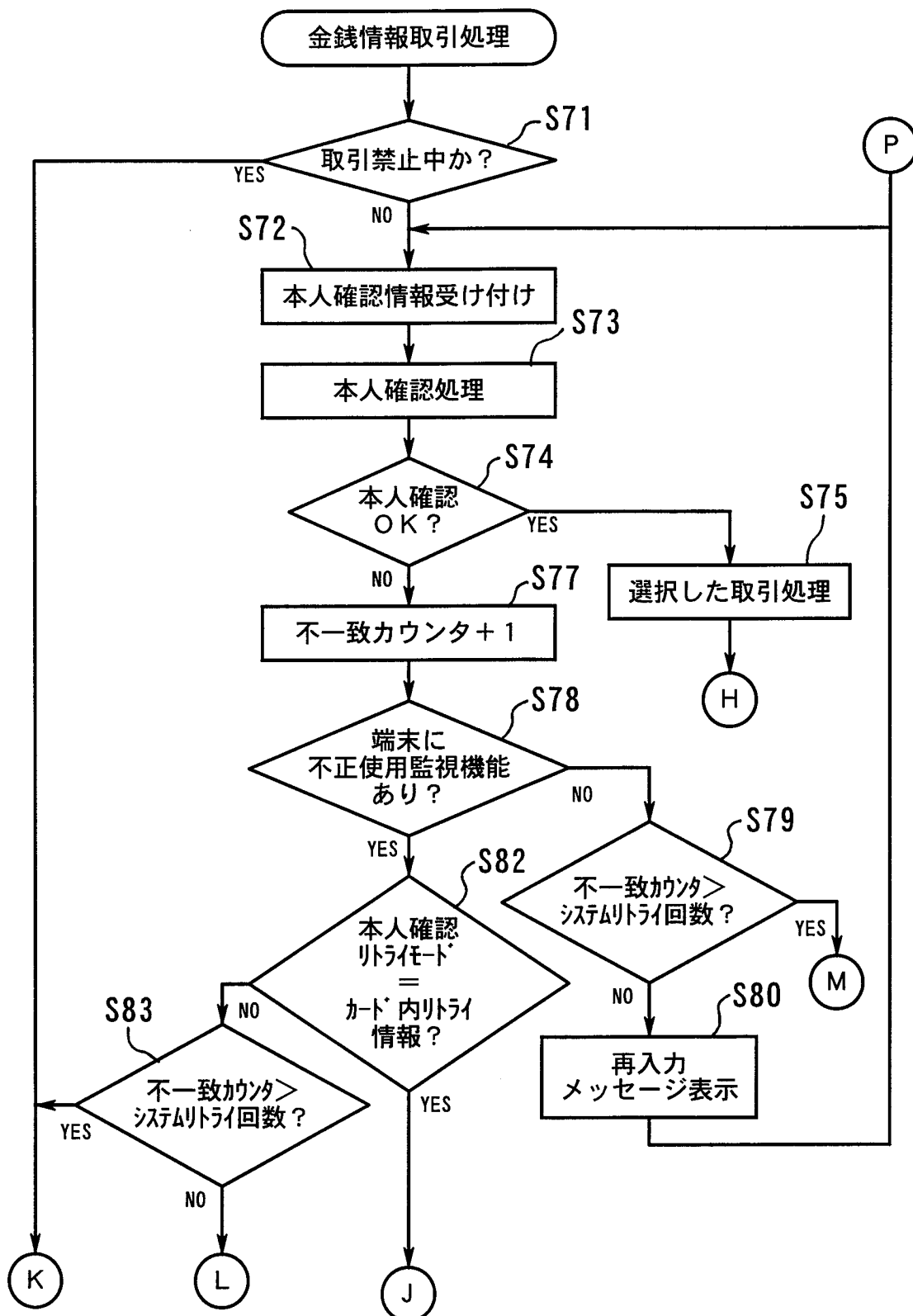


図 13

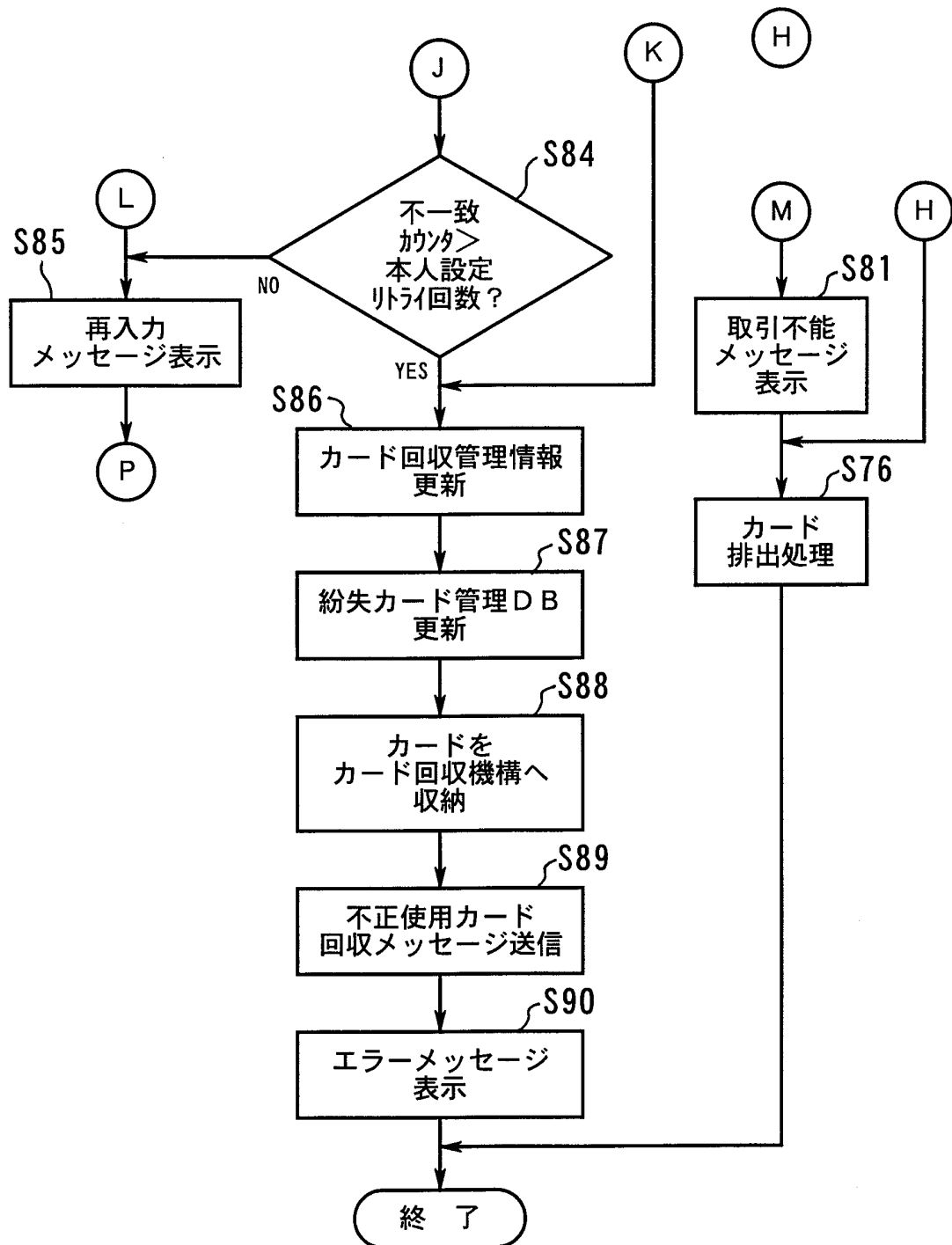


図 14

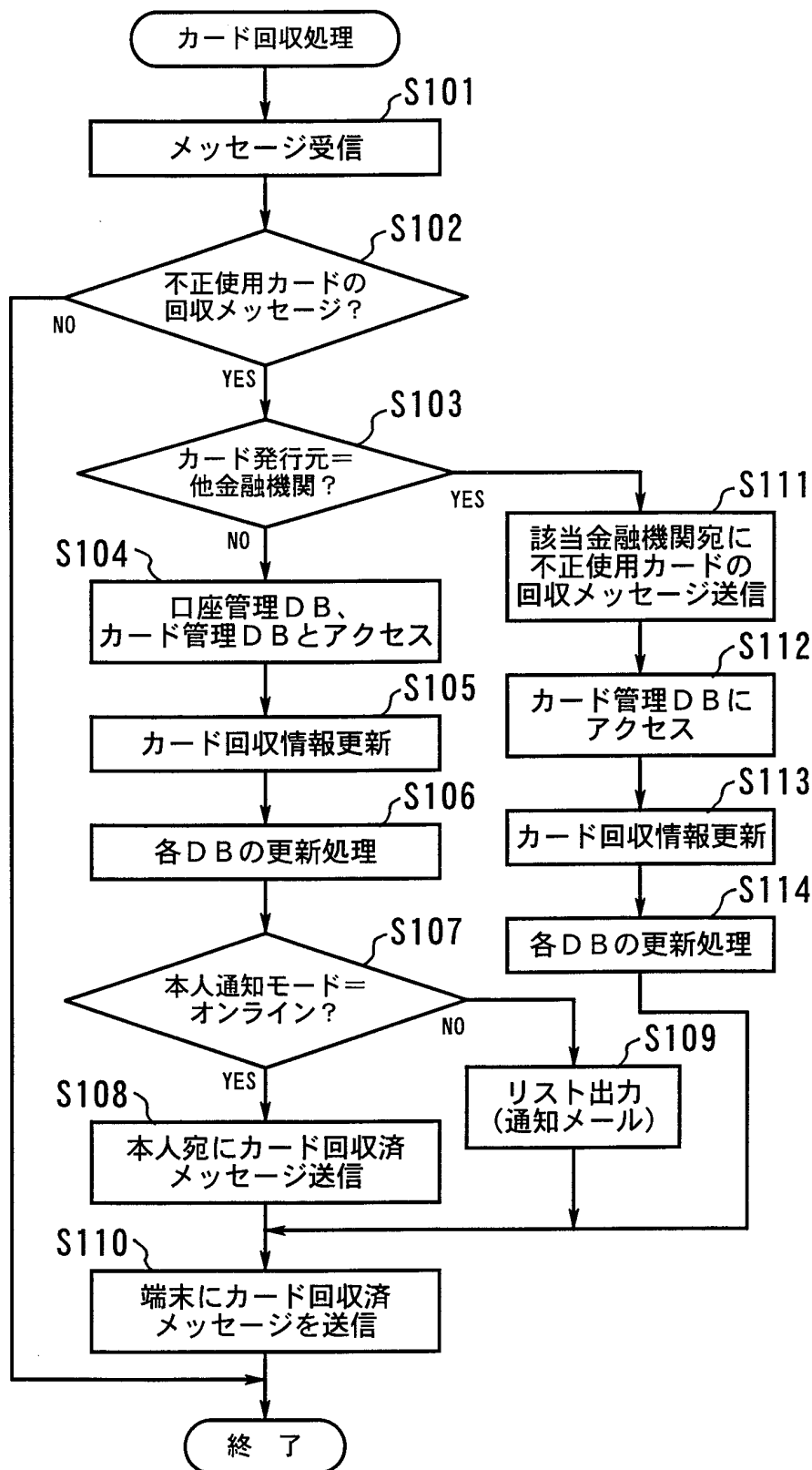


図 15

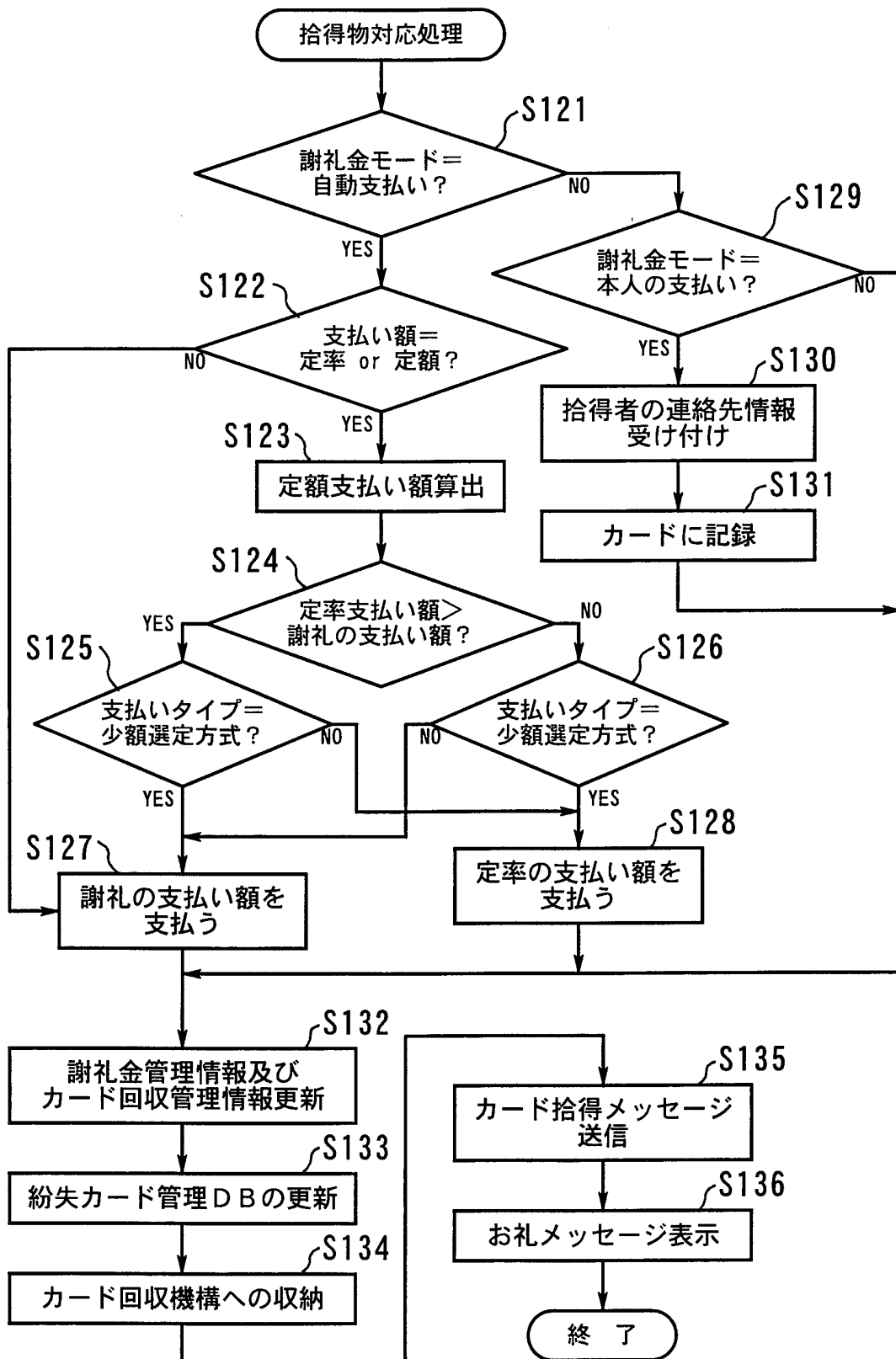


図 16

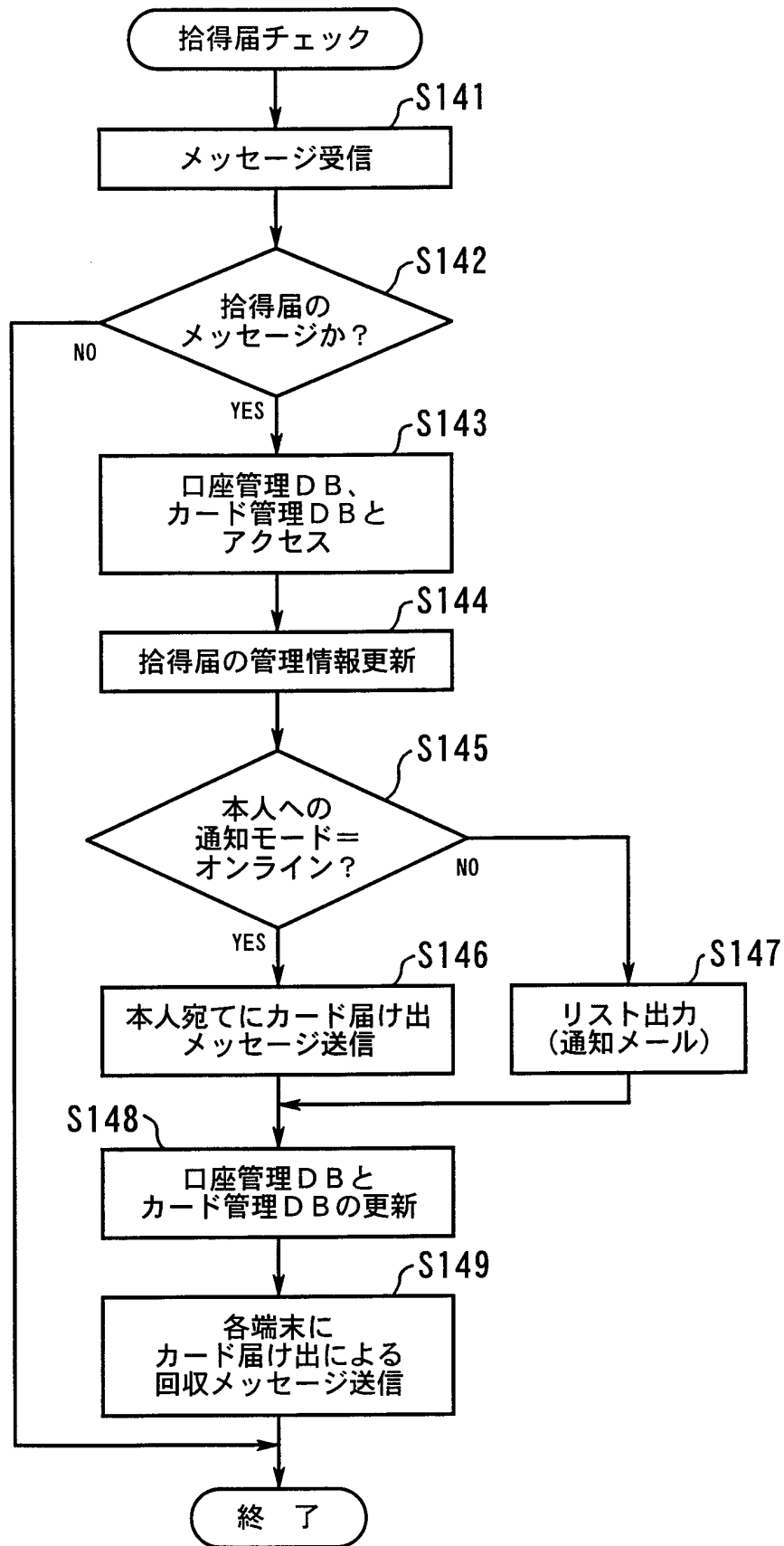


図 17

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/JP99/00280

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
Int.Cl⁶ G06F19/00 // G06F157:00

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)
Int.Cl⁶ G06F19/00 // G06F157:00, G06F17/60

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched
Jitsuyo Shinan Koho 1926-1996 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-1999
Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-1999 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-1999

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	WO, 96/17316, A1 (Hitachi, Ltd.), 6 June, 1996 (06. 06. 96) & AU, 9532647, A & EP, 803828, A1 & JP, 8-518567, A	1-5, 9, 10, 19-21, 25-29
Y		7, 8, 31, 32
X	WO, 96/28792, A1 (Hitachi, Ltd.), 19 September, 1996 (19. 09. 96) & EP, 817115, A1 & JP, 7-523108, A	1-6, 9, 10, 19-22, 25-30
X	JP, 63-000772, A (Fujitsu Ltd.), 5 January, 1988 (05. 01. 88) (Family: none)	23
A		11-18, 24
Y	JP, 4-088555, A (Omron Corp.), 23 March, 1992 (23. 03. 92) (Family: none)	7, 8, 31, 32
A		17, 18

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
"E" earlier document but published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"&" document member of the same patent family
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means	
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	

Date of the actual completion of the international search 20 April, 1999 (20. 04. 99)	Date of mailing of the international search report 11 May, 1999 (11. 05. 99)
--	---

Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office	Authorized officer
Facsimile No.	Telephone No.

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))		
Int. Cl. ⁶ G06F19/00 // G06F157:00		
B. 調査を行った分野		
調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))		
Int. Cl. ⁶ G06F19/00 // G06F157:00 G06F17/60		
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1926—1996年 日本国公開実用新案公報 1971—1999年 日本国実用新案登録公報 1996—1999年 日本国登録実用新案公報 1994—1999年		
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)		
C. 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	WO, 96/17316, A1 (株式会社 日立製作所) 6. 6 月. 1996 (06.06.96) & AU, 9532647, A & EP, 803828, A1 & JP, 8-518567, A	1—5, 9, 10, 19—21, 25—29
Y		7, 8, 31, 32
<input checked="" type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。 <input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。		
* 引用文献のカテゴリー 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願日の後に公表された文献 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」 同一パテントファミリー文献		
国際調査を完了した日 20.04.99	国際調査報告の発送日 11.05.99	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 阿波 進	5 L 9168
	電話番号 03-3581-1101 内線 6854	

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	WO, 96/28792, A1 (株式会社 日立製作所) 19. 9 月. 1996 (19.09.96) & EP, 817115, A1 & JP, 7-523108, A	1-6, 9, 10, 19-22, 25-30
X	JP, 63-000772, A (富士通株式会社) 5. 1 月. 1988 (05.01.88) (ファミリーなし)	23
A		11-18, 24
Y	JP, 4-088555, A (オムロン株式会社) 23. 3 月. 1992 (23.03.92) (ファミリーなし)	7, 8, 31, 32
A		17, 18